

# 真行寺朗生の体育思想

恩 田 裕

## (一)

学校教育の社会的機能は、人間を価値あるものに成長・発達させることにある。その対象は、当然ながら、時代に生きる人間である。従って、その学校教育に対しては、深刻な社会変動に対応すべく、国家的見地からの制度的改革を加えて、時代への適合を図ろうとする政策的意図が、常に潜在しているものと考えねばならない。

わが国における近代的学校教育は、欧米諸国の文化的・経済的水準に追随することを最大の理念として、国家主導による強力な政策的意図の下に、堅固な組織体として成長を遂げて来たことは周知の通りである。その過程を顧みたと時、教育活動の基本構造が、教育する者とされる者との間の、種々多様な教材を媒介とした人間関係を主力とするものであるにもかかわらず、その内容が複雑多岐に細分化され充実されるに従い、教育活動の内包する社会的・国家的な意義・影響・効果等に関して、国家として何等かの関与を行う必要が生じたことは否定出来ない。むしろ、このような教育の組織化・制度化の発展整備には、国家的介入が不可欠の要因であり、これを基調として、わが国の学校教育制度が、今日までの道程を歩んで来たものと考えるのが妥当であろう。

1946年、極東国際軍事裁判におけるキーナン検察官の劈頭陳述<sup>1)</sup>では、「不法ナ戦争ノ共同謀議」<sup>2)</sup>が、当裁判において特定されている期間に存在した証拠として、「1928年即チ昭和3年1月1日以前多年ニ亘リ日本軍部ハ日本ノ青年ニ軍国主義的精神ヲ教ヘ込ムコトヲ目的トスルト共ニ日本ノ将来ノ進歩ハ征服戦争ニカカルト云フ極端ナル国家主義的の觀念ヲ培養スルコトヲ目的トスル計画ヲ発起シ、組織シ、且ツ是ヲ日本ノ公立学校制度ニ

実施シタノデアリマス<sup>3)</sup>と述べ、この事実を立証すべく第一の証人として、アメリカ海兵隊中佐、司令部民間情報教育部部長のニエージェントを立て、日本の教育制度と軍事教育の関り方についての証言を求め、その中で、体育と軍事教練の間に明確な区別の無かった事実を指摘<sup>4)</sup>せしめている。

又、第二の証人海後<sup>5)</sup>は、教育史家の立場からの証言として、学校関係で軍事教育が始まったのは1886年(明治19年)頃からだとし<sup>6)</sup>、この軍事教育(軍事教練)とは、正科体育の中に兵式操練を加えたこととする立場から、1925年(大正14年)陸軍現役将校配属令が公布され、1926年(大正15年)に青年訓練所が設立になり、この時期を境にして軍事教育はますます強化され、1937年(昭和12年)教育審議会の答申を受けて、日本の教育の制度・内容・方法と全般にわたる再検討が行われた結果、「教育ヲ皇国ノ道ニ則ッテ全般トシテ組織替ヲシヨウト云フコトニナリマシタ」と述べている<sup>7)</sup>。

本論では、戦争責任を追求する裁判の過程での一・二の証言を通して、ある種の歴史的事実を立証しようと意図するものではなく、又、ある国家が、その存在を他に問うて、その解決手段に戦争という極限状況を選択するに当たって、その国の学校教育自体が、目的遂行のために極端な偏向を示したことを一方的に批判することを意図したものでもない。

欧米諸国の新知識を、その基盤の全く薄弱な土壌に急速に移入するための国家主導による強力な政策を反映して、強固な組織体として急成長を遂げた学校教育が、その国家を主導する権力の介入に対して、自らそれを排除する方途を見出し得ず、むしろ積極的に国策を推進する立場をとらざるを得なかった事実を認識し、体育における国家主義の定型化の過程を明らかにすることを意図したものである。

つまり、わが国の国民意識の基調としての軍国主義への傾斜は、学校教育制度の改革を通して強力に推し進められ<sup>8)</sup>、特に軍事教育に関しては学校体育と密接に結びついて<sup>9)</sup>、その効果を増幅せしめたものと理解出来るのである。この軍事教育と学校体育との関連に関する論考は、様々な史観

・問題意識の下に、竹之下<sup>10)</sup>・岸野<sup>11)</sup>・木村<sup>12)</sup>・木下<sup>13)</sup>・山本<sup>14)</sup>・今野<sup>15)</sup>・成田<sup>16)</sup>・阿部<sup>17)</sup>・土屋<sup>18)</sup>・川上<sup>19)</sup>・大江<sup>20)</sup>・井上<sup>21)</sup>・石橋<sup>22)</sup>・今村<sup>23)</sup>・佐竹<sup>24)</sup>等において極めて精査に行われており、特に入江<sup>25)</sup>においては、「その歴史的事実をいかに認識し、ある思想として吐露していったかという実践主体の側」<sup>26)</sup>からの体育思想に関する優れた知見が報告され、就中、大正自由主義体育思想とファシズム体育思想との葛藤を、その時代的背景の中に捉えて様々な事例を考証しているのは注目に値する。又、山本・今野においては、明治・大正・昭和にわたる学校行事の諸相を、天皇制イデオロギーとの関連において考察し、「近代文化の源流を“過去”に遡ることにより、現代教育の問題点を再発掘するため作業」<sup>27)</sup>を行っていることは高く評価しなければならない。

本稿では、体育的概念が未成熟であった明治末期に、まず体育実践家として出発し、大正自由主義教育思想の洗礼を受けて、極めて先進的な、今日的課題に通ずる優れた数々の体育的業績を残し、やがて時代の非常時局化と共に、学校教育に関する軍事的介入を、急進的全体主義思想に転化して受容しようと努めた一人の体育人の軌跡を、残された多くの著書・論説を主題別かつ経時的に追跡し、考察することによって、国家主義的体育思想の定型化の過程を検証したいと思う。

この体育人の名前は真行寺吉太郎、号を朗生という。

- 1) 極東国際軍事裁判速記録，第9号附録，昭和21年6月4日。
- 2) 前掲書，7頁。
- 3) 前掲書，8頁。
- 4) 前掲書，第12号，12—15頁，第13号，2頁—6頁。
- 5) 海後宗臣，当時東京帝国大学助教授。
- 6) 極東国際軍事裁判速記録，第13号，7頁。
- 7) 前掲書，7—9頁。
- 8) 尾形裕康，『日本教育通史』，280—293頁，早稲田大学出版部，昭和43年。
- 9) 国立教育研究所編，臨時教育会議関係文書目録，教育資料目録(2)，臨時教育会議速記録，第6号及び第8号，国立教育研究所，1977年。
- 10), 11) 竹之下休藏・岸野雄三共著，『近代日本学校体育史』，東洋館出版社，昭和34年。

- 12) 木村吉次、『日本近代体育思想の形成』、杏林書院、昭和50年。兵式体操の成立過程に関する一考察、中京体育学論叢、第5巻、第1号、23-79頁、1964年。
- 13) 木下秀明、『日本体育史研究序説』、不昧堂出版、昭和46年。明治時代の学校教育における体操観、特に普通体操と兵式体操の成立過程を中心として、体育学研究、第2巻、第6号、235-246頁。『兵式体操からみた軍と教育』、杏林書院、昭和57年。
- 14), 15) 山本信良・今野徹彦共著、『近代教育の天皇制イデオロギー』、『大正昭和教育の天皇制イデオロギー I, II』、新泉社、1986年、1987年。
- 16) 成田十次郎編、『スポーツと教育の歴史』、不昧堂出版、昭和63年。
- 17) 阿部彰、国家体制の再編・強化と教育政策、大正昭和初期、『日本近代教育百年史』、第一巻、第三章、国立教育研究所、1973年。
- 18) 土屋忠雄、国家総動員体制下の教育政策、昭和戦前期、前掲書、第四章。
- 19) 川上雅之、日本の体育体系に関する研究、岡山理科大学紀要、第10巻-第13巻、昭和49年-昭和52年。
- 20) 大江志乃武、『国民教育と軍隊』、新日本出版社、1980年。
- 21) 井上一男、『学校体育制度史』、大修館、昭和51年。
- 22) 石橋武彦、『保健体育思想の研究』、不昧堂、昭和46年。
- 23) 今村嘉雄、『日本体育史』、不昧堂、昭和45年。
- 24) 佐竹道盛、兵式体操導入をめぐる学校教育の諸問題、北海道教育大学紀要、第一部C、教育科学編、第28巻、第1号、21-31頁、1977年。
- 25) 入江克巳、『日本ファシズム下の体育思想』、不昧堂、昭和61年。日本ファシズム体育思想の研究、I-V、鳥取大学教育学部研究報告、教育科学、第23巻-第25巻、昭和56年-昭和58年。日本近代体育の思想と実践、(1)-(4)、鳥取大学教育学部研究報告、教育科学、第26巻-第27巻、第1号、昭和59年-昭和60年。大正期における自由主義体育思想の研究、(I)(II)、鳥取大学教育学部研究報告、教育科学、第18巻、第1号、第2号、昭和51年。
- 26) 入江克巳、『日本ファシズム下の体育思想』、3頁。
- 27) 山本・今野、明治期学校行事の考察、『近代教育の天皇制イデオロギー』、11頁、前掲書。

## (二)

真行寺吉太郎は1882年(明治15年)千葉県に生れ、1908年(明治41年)日本体育会体操学校に入学、翌年同校を卒業<sup>1)</sup>、1912年(大正元年)まで、日本体育会機関誌「体育」の編輯に従事<sup>2)</sup>、1910年(明治43年)春から1924

年（大正13年）まで東京市内の小学校に勤務し、各受持訓導の体操教授を参観して、全校の体操教授の統一指導を受け持った<sup>3)</sup>。

1924年（大正13年）には日本体育学会を設立し、各種の体育科教育に関わる著書を出版、自らも著述・講演に精力的に体育啓蒙活動に従事した<sup>4)</sup>。1929年（昭和4年）には、「学校体育を中心として現代の体育雑誌の編輯的傾向を研究して、そこに深甚なる憂慮と多大な不満を発見」<sup>5)</sup>して、月刊誌「学校体育」を発刊し、体育科教育の実践・研究に寄与することになる。又、自らも『学校課外体育要義』<sup>6)</sup>を始めとして、『異常児の病理と矯正体操』<sup>7)</sup>、『近代日本体育史』<sup>8)</sup>等を刊行して体育科教育の啓蒙を図り、就中、『近代日本体育史』は名著として、今日まで多くの体育研究者に読み継がれている。

1938年（昭和13年）には、体操学校の大井校地から深沢校地への移転、体育指導者養成という国家的要請を自認して、社団法人日本体育会体操学校から財団法人日本体育会体操専門学校への昇格等に関して、稲垣会長が辞任した後を受けて同会常務理事から会長事務取扱に任ぜられ<sup>9)</sup>、その経営の手腕に期待がかけられた。然し、「会務運営に対する批判の渦中」<sup>10)</sup>で、1939年（昭和14年）8月25日、新宿駅構内で鉄道事故死を遂げた。享年58歳であった<sup>11)</sup>。

真行寺が体育実践の主体として、体育啓蒙家・思想家として、又今日の視点から見ると体育ジャーナリストの先駆者として、画期的な業績を残した大正及び昭和前半期の学校体育の現場は、その思想的背景を求めて極めて混沌とした状況にあったと思われる<sup>12)</sup>。

つまり、この時代の学校体育は、国防的立場から青年の体育に深い関心を寄せる軍部と、いわゆる大正自由主義教育思潮、更には社会主義的教育批判の闘ぎ合いの中で、国家的見地からこの統一を図ろうとする強力な教育政策が次々と打ち出され、この渦中で体育実践現場でも大きな混乱が起きたものと思われる。

特に軍事教育の介入に関しては、1886年（明治19年）に始まった兵式体操<sup>13)</sup>が、1913年（大正2年）の学校体操教授要目の改正によって、その体

育教材的意義は本来的には全く異質であるにもかかわらず、学校教練として正科の体育場面に組み込まれ<sup>14)</sup>、更には1916年(大正6年)の臨時教育會議において、各種学校における兵式教練振作の建議<sup>15)</sup>がなされ、大戦後の欧米諸国における軍事予備教育の隆盛にも触発される等して、軍事教育を体操科に編入し、「質実剛健ノ土風ヲ振起シ社会民心ヲ善導シ且国民ノ間ニ国防思想ヲ普及セシムル」ために、1925年(大正14年)勅令第13号を以て「陸軍現役将校学校配属令」を公布し<sup>16)</sup>、文部陸軍両省令を以てその「施行規程」<sup>17)</sup>を定め、文部省訓令第5号並第6号を以て「教練教授要目」<sup>18)</sup>を通達し、その徹底を図ったのである。更に文部次官通達として「学校教練実施上ノ注意事項」<sup>19)</sup>を發し、特に「教練ノ成績ハ配属将校之ヲ定メ体操ノ成績ニ於テ別ニ之ヲ記載スルコト」<sup>20)</sup>等とその重要性を強調するのである。

1926年(大正15年)岡田文部大臣は「体育運動振興ニ関スル省令第3号」<sup>21)</sup>を發し、同年文部省訓令第22号を以て「学校体操教授要目」を改正した<sup>22)</sup>。これは、永井等の形式的・一律的な体操に対する批判としての合理的体操法の主張を具体化することや、学校教育内におけるスポーツ活動の加熱を鎮静させること等が要目改正の理由として考えられているが<sup>23)</sup>、これには第一次大戦後の経済的活況の下で、個人の自由や権利に対する主張が強まる一方で、国際社会の中で孤立化に傾く自国に対する危機意識、つまり国家あつての教育であり体育であるとする国家主義の基調の高まりの影響も無視出来ないであろう。

1931年(昭和6年)満州事變の勃発を機に、学校教育は一気に「国民精神涵養」<sup>24)</sup>の方向に傾斜を強めるが、特に体育関係は「国体擁護」と「思想善導」の具体的方策<sup>25)</sup>としての性格を強めて行く。それは効果に対する原理的検討に止まらず、スポーツや学校体育を国策として具体化する必要から<sup>26)</sup>、国家主義的観点からの人物主義・人格主義の教育が主張されるようになった。同年6月の文政審議會答申<sup>27)</sup>に基いて改正された「中学校令施行規則」<sup>28)</sup>の第一条では、小学校教育の基礎に立って、より高度な道德教育・国民教育を行い、「生活上有用ナル普通ノ知能ヲ養ヒ且体育ヲ行フヲ

以テ旨」<sup>29)</sup> とすると述べられ、第十七条では身体各部の均齊的發育，端正な姿勢，強健且機敏な動作，快活・剛毅・堅忍持久の精神，規律協同を尊ぶ習慣を体得することが要求され，「体操ハ体操・教練・剣道及柔道・遊戯及競技ヲ授クベシ」<sup>30)</sup> と教練の組み込みが図られているのである。

つまり，満州事変以来，国家の政策が急激に右傾化したのを受けて，教育政策の右傾化も避けられない状況となったと見るべきで，1931年（昭和6年）には「学生思想問題調査委員会」<sup>31)</sup> が設置され，1934年（昭和9年）には「思想局」<sup>32)</sup> が発足し，国民に対する，国策に則った思想統制が著しく強化されることになる。1935年（昭和10年）には，「建国ノ大義ニ基キ日本精神作興等ニ関シ教育関係者ノ任務達成」<sup>33)</sup> の訓令が発せられ，帝国議会においては「国民精神作興」と「思想善導」の建議が行われ<sup>34)</sup>，これ等はやがて「国体明徴思想ノ涵養」，「教学刷新振興」<sup>35)</sup> へと進み，日本精神の強調と日本的教学の構築によって，内外の危機的状況を打開しようとする方策がとられるようになった。

1936年（昭和11年）教学刷新評議会の答申<sup>36)</sup> において，「学校教育刷新上必要ナル実施事項」の，「(五)体育運動ニ関スル事項」においては，「体育運動ニ於テハ我が国古来ノ武道ニ則リ敬虔剛毅ノ気風ヲ盛ニシ，公明正大ノ態度ヲ重ンジ，殊ニ選手制度ニ伴ヒ易キ各種ノ弊害ヲ除去シ，又ソノ研究ハ単ナル運動ノ機械的，生理的乃至心理的法則ノ如キモノノミナラズシテ身心一体ノ具体的法則ノ研究ヲ盛ナラシメ，ナホ指導者ノ養成ヲ重視シコノ方針ノ下ニ体育研究機関ノ内容ノ刷新ト拡充トヲ図ル必要アリ」<sup>37)</sup> として，日本古来の武道的精神が，わが国の体育上の理念として主張され，西欧的体育・スポーツの内包する自由主義的理念は完全に否定されるに至るのである。

同年，「学校体操教授要目」の第二次改正が行われ，「本改正教授要目ニ基キ且学校教練教授要目トノ關係ヲ保チ克ク地方ノ情況ニ適切ナル教授細目ヲ定メテ之ヲ実施センメ以テ生徒児童ノ身体ノ健全ナル発達ヲ期シ人格ヲ陶冶スルニ於テ遺憾ナキヲ期セラルベシ」<sup>38)</sup> と述べ，その人物養成・人格養成に力点が置かれ，運動技術の習熟よりも，身体修練による精神的修

養が特に強調される一方で、教材研究の成果が広く採択され、前要目に比して飛躍的にその種類を増やし、学年配当等に関しても大きな変化が見られる点は評価してよい。

1937年（昭和12年）には「学校教練教授要目」<sup>39)</sup>が改正、又「国民精神総動員実施要綱」<sup>40)</sup>が決議される等戦争状態の拡大に伴って、国家主義は国民生活の全分野に及んだといっても過言でない。1941年（昭和16年）国民学校体練科が制定され<sup>41)</sup>、ここで自由主義体育の全てが清算されることになる。

以上述べて来たことは、歴史的経過の中で新事実や新解釈を検証しようと意図したものではなく、むしろ多くの研究者によって検討の加えられた事実を経時的に羅列したものに過ぎないが、以下で真行寺の体育思想に触れる場合に時代的背景との関り合いを理解するための素材を供するために敢て記したものである。従って、真行寺の社会的立場の相違と時代背景を考慮して次の様な便宜的な区分を行って次章以下で、そのそれぞれを検討することにした。

- ① 1924年（大正13年）までの体育教育実践者としての立場
- ② 1929年（昭和4年）までの体育教育研究者としての立場
- ③ 1939年（昭和14年）までの体育ジャーナリストとしての立場

その他日本体育会関与の立場も興味ある問題であるが、主題を改めて後日検討することとした。

- 1) 真行寺朗生・吉原藤助、『近代日本体育史』、95頁、日本体育学会、昭和3年、日本体育会体操学校同窓会名簿では、明治41年7月卒業と記されているが、敢て本人等の記述を尊重した。
- 2) 前掲書。
- 3) 前掲書、193—194頁。
- 4) 真行寺朗生、「近時の心境を語る」、学校体育、第14巻、第6号、54頁、日本体育学会、昭和10年6月。
- 5) 真行寺朗生、「巻頭言」、学校体育、第1巻、第1号、1頁、昭和4年2月。
- 6) 真行寺朗生、『学校課外体育要義』、文教書院、大正15年。
- 7) 真行寺朗生、『異常児の病理と矯正体操』、啓文社、大正15年。
- 8) 真行寺・吉原、前掲書。
- 9) 真行寺朗生、「社団法人・日本体育会常務理事を奉じて」、学校体育、第15



巻, 第1号, 昭和11年2月。これは, 単なる挨拶状ではなく, 5頁に及ぶ檄文である。いまだ会長及び副会長の定まらぬ日本体育会の現状での常務理事推挙に際しての心境を述べ, 昨年(昭和10年)1月の体操学校寄宿舎及び校舎, 日本体育会事務所等の火災以来の, 未曾有の経済的苦境を訴え, 荏原中学の移転問題, 深沢校地への体操学校移転問題等に関して, 同窓の援助と指導を願ったものである。

- 10) 日本体育大学八十年史編纂委員会, 『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』, 717頁, 昭和48年。
- 11) 朝日新聞, 毎日新聞, 昭和14年8月26日付。
- 12) 竹之下休蔵・岸野雄三, 前掲書, 126頁。
- 13) 明治19年, 森有礼は教育制度の一大刷新を企画し, 帝国大学令・師範学校令・中学校令・小学校令・諸学校通則のいわゆる「学校令」を発した。この間の事情に関しては, 江木千之翁経歴談刊行会編, 『江木千之翁経歴談』, 昭和8年。及び, 江木千之, 「兵式体操を復興せよ・精神教育の振興を計れ」, 教育時論, 第1138号, 大正5年, に詳しい。
- 14) 大正2年1月, 文部省訓令第1号をもって「学校体操教授要目」が公布された。その中で「体操科ノ教材」として, 「体操・教練・遊戯・擊劍及柔道」が挙げられ, その配当は小学校・高等女学校・中学校・師範学校とされている。
- 15) 臨時教育会議速記録, 第6号, 第8号。
- 16) 教育史編纂会, 『明治以降教育制度発達史』, 第8巻, 568—569頁, 教育資料調査会, 昭和39年。
- 17) 前掲書, 570—571頁。
- 18) 前掲書, 573—585頁。
- 19) 真行寺・吉原, 前掲書, 357—359頁。
- 20) 前掲書, 358頁。
- 21) 前掲書, 360—362頁。
- 22) 『明治以降教育制度発達史』, 第8巻, 425頁。
- 23) 真行寺・吉原, 前掲書, 483—485頁。
- 24) 国立教育研究所編, 『日本近代教育百年史』(1), 教育政策, 425頁, 国立教育研究所, 1973年。以下『日本近代教育百年史』とあるのは当書のことである。
- 25) 前掲書, 433頁。
- 26) その代表例として, 昭和7年に発せられた, 文部省訓令第4号, 「野球ノ統制並施行ニ関スル件」を挙げる事が出来る。『明治以降教育制度発達史』, 第8巻, 873—882頁。
- 27) 文部省が中学教育内容の改善を企て, 文政審議会に附議した結果, 昭和4

年に同会より得た改善案である。

- 28) 『明治以降教育制度発達史』, 第 8 卷, 233—250頁。
- 29) 前掲書, 第一章, 生徒教養ノ要旨, 第一条, 234頁。
- 30) 前掲書, 242頁。
- 31) 『日本近代教育百年史』, 431頁。
- 32) 竹之下・岸野, 前掲書, 176頁。
- 33) 前掲書。
- 34) 『日本近代教育百年史』, 425頁。
- 35) 前掲書。
- 36) 前掲書, 453—465頁。
- 27) 竹之下・岸野, 前掲書, 177—178頁。
- 38) 前掲書, 184頁。
- 39) 前掲書, 196頁。
- 40) 『日本近代教育百年史』, 954頁。
- 41) 竹之下・岸野, 前掲書, 211—214頁。

### (三)

真行寺吉太郎は体育実践主体として過した中で、次の様な著書を残している。

『体操科教授の要綱』, 近代日本体育史, 189頁。1912年(明治45年)。

『小学校遊戯の実際』, 吉山節夫と共著, 近代日本体育史, 273頁, 1913年(大正2年)。

『小学校・女学校・師範学校, 行進遊戯法精義』, 国分和七・吉山節夫と共著, 二松堂, 1915年(大正4年)。

『最新体操集成』, 尼子止・吉原藤助と共著, 隆文館, 1917年(大正6年)。

当書は主として吉原によって記述されたものである<sup>1)</sup>。

『自動主義, 遊戯の革新』, 自動教育研究会, 1918年(大正7年)。

著者によれば、「本書は遊戯を体操科教材の一として教授する場合を考えて自動教育的に其の内容を研究工夫せるものである。著者真行寺の小著に過ぎぬが、今日より之を覗れば其の内容余りに浅薄にして只だ汗顔の至りに堪えぬ」と述べられている<sup>2)</sup>。

『最新遊戯集成』、尼子止・吉原藤助と共著、隆文館、1918年（大正7年）。

著者によれば、「本書は『最新体操集成』の姉妹編で、主として真行寺の執筆したものである。紙数一千二百を算する浩漭なもので、著者独自の境地における研究は言わずもがな、諸家の理論的研究は勿論、当時一般に行われつつありし活教材は悉く網羅せしめたつもりである」<sup>9)</sup>との自負心を示しているのは注目に価する。

『学校体操科の教材実験遊戯教授書』、明誠館、1920年（大正9年）。

著者によれば、「本書は当時の学校体操が体操偏重に陥っていること、新教育思潮に全く没交渉であることを慨して執筆したもの」<sup>4)</sup>で、教授法と解説の二部から成っている。

『体操競技遊戯集成』、尼子止・石丸節夫・藤山快隆・三橋喜久雄・吉原藤助と共著、隆文堂、1921年（大正10年）。

著者によれば、「本書は著者の一部が前に公にした『最新体操集成』と『最新遊戯集成』の紙型を火災のために焼失してしまったために、他の一部著者と協定して改訂合本したものである」<sup>9)</sup>と述べられている。

『新しき施設の小学校運動会』、三共出版社、1925年（大正14年）。

当書より真行寺朗生名儀となる。筆者によれば、「本書は著者が教育実業界を去るに菴み記念塔にもと思って世に公にしたものである」<sup>9)</sup>と述べている。

その著書の内容は極めて多種多様で、共通認識を抽出することはかなりの難事であるが、敢て、以下でその代表的著作を中心として、思想的背景を探ってみたいと思う。

真行寺にとって第四番目の著作に当たる『最新体操集成』は、前書き26頁、彩色人体筋肉図版5枚、本文821頁に及ぶ菊版の大冊である。前述の通り、当書は主として吉原の執筆によるものであるが、以後の真行寺の業績に若干の関わりがあると思われるので、ここで検討を加えておくことにしたい。尚、執筆者の一人である尼子止は1905年（明治38年）日本体育会体操学校高等本科を卒業し、東京市内の小学校に勤務した後、出版社「モナ

ス」を設立、大日本学術協会を組織して出版事業に活躍、教育評論の分野においても多くの論説を發表している<sup>7)</sup>。高島平三郎を敬愛し、その思想的背景には高島の影響を強く感ずることが出来る。後に日本体育会常任理事となる<sup>8)</sup>。詳細については、後述する『自動主義・遊戯教授の革新』の検討の際に述べることにしたい。

当書は、高島平三郎校訂、尼子・吉原・真行寺の共著であり、その内容には高島の体育思想を多分に取り込んでいる。本文体育原理編は高島の著した『体育原理』<sup>9)</sup>の内容と殆んど共通しており、その他にも、主として高島の講義に拠ったもの、意見に拠ったものとする記述を見出すことが出来る。序文において高島は、自分は体育の専門家ではないが、かつて日本体育会体操学校長であった時に、学校体育の現況が児童生活の理解や個性に應ずる配慮に乏しく、科学の素養に欠ける実行家の、ややもすれば目の前の課程教育に追われて形式のみを追随する傾向にあるを憂いて、体育の基礎科学として、教育・倫理・生理・解剖・体育原理等の学科目を開設し、その上に心理・哲学等の科外講演を加え充実に努めたとし、その当時の門下生であり、多年小中学校にあって實際教育の経験に富み、科学的研究に努める三氏を指導して当書の如き業績を得たので公表に踏み切ったと述べている<sup>10)</sup>。

高島が体操学校長であったのは1902年（明治35年）5月から1904年（明治37年）10月までであるが<sup>11)</sup>、当書「例言」で本書の内容に触れて、「恩師高島平三郎先生が嘗て大日本体育会体操学校長たりし際、体育を司るものために著されたる『体育原理』、及びその後先生が特に余等の為めに論議せられたる体育上の意見を基礎として」<sup>12)</sup>と述べ、その内容が高島の影響下にあることを示している。事実、第二章・第三章・第四章・第八章・第十章等<sup>13)</sup>は高島の『体育原理』と内容を一にしており、その他にも類似する部分は著しく多い。又、第六章「身体發生論」における個体発生と系統発生に関しては高島の講義を収録して示し<sup>14)</sup>、同章第四節「人体の構造及び組織と発育」<sup>15)</sup>、第七章「運動論」<sup>16)</sup>等、近代生理学に連なる運動の生理的影響について詳細な知見を示しているのは、その内容が極めて初歩的な

ものであるとはいえ、高島の日頃から説く体育の理論的研究の一つの成果の表れとして高く評価出来よう。又、当書では第十一章「欧米列強に於ける体育現状」<sup>17)</sup>として、英・独・仏・北欧・米国等における学校・社会・軍隊・小集団についての体育現況を詳細に示し、「二十世紀の特産物として見逃すことの出来ない教育上の新現象は自然利用の教育と軍事教育の二傾向である」<sup>18)</sup>とする先見性を示しているのは極めて注目に値する。又、教練に関しては軍人の教育を目的とした規律運動であり、心身発達の完成に近づいた青年に対して行う一種の職業訓練と位置づけ、其の精神において学校体操の目的、即ち規律の厳正・剛毅・忍耐・協同の習慣を養うには適当であるが、学校における教練は軍隊と同種のものであってはならず、教育上の立場を忘れてはならないと警告し<sup>19)</sup>、柔剣道の学校体育教材としての適用についても、「何処の国でも専門家という者は、自分の専門を過大視する傾向があって、世の中のことは自分の専門さへやって居ればそれで善いやりに唱へる者が多い」<sup>20)</sup>とする高島の意見を記し、更に歴史的に発達して来たものの価値を認め、「いたずらに排斥すべきでないが、又これ一遍当に心酔すべきでもない」<sup>21)</sup>とし、その効用は「意思の修養」<sup>22)</sup>であって体育的並びに精神的教育価値は認めるが、これを一般学校の体操に代用するが如きの暴論には決して同意出来ないとする高島の論説<sup>23)</sup>を引用して批判的立場を明らかにしている。

このような高島の薫陶を受けた真行寺が、その本領を発揮した著書が『自動主義・遊戯教授の革新』である。当書は高島平三郎を顧問とし、河野清丸が監修し、自動教育研究会叢書の一つとして各教科別に刊行されたもので、著者名は記してないが、『近代日本体育史』に記された当書解題によって真行寺の執筆したものであることが判明する。岸野は当書に関して、「筆者の真行寺は自由創造としての遊戯、スポーツの重要性を強調しながら体操中心の要目に抵抗している」<sup>24)</sup>と評価しながらも、「しかし遊戯の尊重という点を越えて、児童主義の体育学習をいかに展開するかという方法になると、はなはだ曖昧であった」<sup>25)</sup>と述べている。

この自動主義教育とは、1914年（大正3年）頃から日本女子大学豊明小

学校において、主事の河野清丸が主唱したもので<sup>26)</sup>、藤原によれば、モンテッソリーの自動教育説に基いたものとされている<sup>27)</sup>。更にその淵源をたどれば、エレン・ケイの新ルソー主義に至るのであるが、本論はその歴史的沿革をたどることを目的とするものではない。第一次大戦後の国際交流の高まりは、当然ながらわが国にも及んで、教育界にも欧米の新教育思潮が奔流の如く流入し、教師中心の伝統的教育から児童本位の自由主義教育への転換が図られたと見るべきである。尾形も、この時期に、「エレン・ケイの教育説も再認識され、モンテッソリーの教育法を初め、種々の新教育説が紹介された」<sup>28)</sup>とする等、自由主義教育全盛を認めている。

モンテッソリーはイタリーの女医で、当初は医学的見地から精神薄弱児の教育に着手し、後に普通児教育に転じ、「児童の家」を設立し、児童の自由な活動を強調して、教師の無用な干渉や命令を排し、活動性のある自立的・独立的な人間を育成することを提唱した教育者として知られている<sup>29)</sup>。藤原はこの自動教育説を、「教師の干渉を排し、児童の本性を自由に自然的に発展せしめ、児童の精神界に潜んでいる創造力を感覚と運動によって発達せしめんとする遊びの教育」<sup>30)</sup>と定義している。

雑誌「教育学術界」を主幹する尼子止は、教育上の新説を提唱する八名の教育家を講師として全国において講習会を開催し、その速記録を『八大教育主張』<sup>31)</sup>と題して出版した。そのなかに、河野清丸の「自動教育論」<sup>32)</sup>が含まれており、高島を主軸とした、河野・尼子・真行寺の人脈が浮かんで来る。河野の主唱する自動教育とは、教育の目的は人類の文化を発揚することであり、その文化とは、皆我々自我の認識主観によって構成されている。つまり、「自動が文化の主体」<sup>33)</sup>であり、真善美の如き普遍妥当性の存在する超個人主義、つまり全体が先ず存在して、しかる後に部分が出来るという根本的立場の文化の創造を主張するものであり<sup>34)</sup>、「自動主義教育というのは被教育者を助けて、其自然性を個性化せしめる所の事業」<sup>35)</sup>と定義するのである。藤原は河野を評して、「彼は教育家としても時勢の変遷、人気の如何に関らず自動主義の自説を堅持して動かず、最後まで女子大附属の教育に没頭し、読書と研究に余念がなかった。従って華かな生活

面はなかったが、教育界には得難き人物であった」<sup>39)</sup>と高い評価を与えている反面、尼子に対しては、「八つの教育主張を取上げて、特に八大教育主張と命名し、これをもっともらしく宣伝して、終ひに全国を席捲するに至らしめた者は、出版企業家の尼子止であった」<sup>37)</sup>として、この標題を掲げて全国で講習会を開催し、空前の盛況を見たのみならず、その速記を書籍として刊行し、大いに宣伝活動を行い、「爾来全国の初等教育家で八大教育主張を知らざるものなく、八大教育主張といへば、大正教育界に於ける最高権威の指導原理の如く妄想せらるるに至った」<sup>39)</sup>と不快感を表明している。

この『八大教育主張』の刊行及び講演に関しては、真行寺も大きな役割を果たしたと思われる。「学校体育」誌上における日藤居士<sup>39)</sup>は、尼子と真行寺の関係について、尼子の豪放磊落に対して真行寺の厳格にして己れを持するに甚だ堅い性格が、数十年一緒に起居していたとは思われぬとし、「往年尼子と一緒にその事業の大半を助け殊に後に名を為さしめた例の八大教育講習会」<sup>40)</sup>のよき援助者であり、「その事務方面を一手に引受け黙々として影の人として老父迄引張り出して働いた」<sup>41)</sup>と真行寺の影の力を評価し、日本体育会の事業に関しては、尼子の保守的経営手腕に対して革進的同窓の批判が高まり、その対立が深刻化した際、「真行寺吉太郎氏が敢然立ってこの両者の協和を策した」<sup>42)</sup>とし、「フアッシ」形態から本会を大分離脱せしめ、議決機関たる常議員の数を増し、然も本会経営の両学校の卒業生を主として之れに充てた点と云ひ、皆真行寺氏の時代に実現したもの」<sup>43)</sup>と高い評価を下しているが、この論評が真行寺の主幹する雑誌に掲載されたものである点を若干考慮に入れる必要があるだろう。尚、尼子は『八大教育主張』に続いて1923年（大正12年）に『八大教育批判』を刊行している<sup>44)</sup>。この書は、尼子が編纂の目的方針に就いての大綱を示し、岡田が主として執筆し、真行寺が校訂・助筆したものであるが<sup>45)</sup>、独創的な教育主張に対する批判としては大きな影響力を発揮することはなかった。

本論に戻ろう。『自動主義・遊戯の革新』において真行寺は、1913年（大正2年）に公布された「学校体操教授要目」に示された、体操過重視に対

して厳しい批判的立場を明らかにし<sup>48)</sup>、遊戯研究や遊戯教材採択の必要性を説くのであるが、その根底には、現行の体操教授の束縛的・強制的・他律的風潮に対する反撲が、自由主義的な教育思想を根底とする自動主義教育の言葉を借用して批判的に発露したものと考えることが出来る<sup>49)</sup>。然しながら、その前段は極めて術学的であり、抽象的である。前述した高島の『体育原理』においては人格修養論の背後には強固な国家意識があった<sup>48)</sup>。又、河野の「自動教育論」には教育方法としての自由主義とは別個に、教育目的として国家に対して「優良の者」を形成すると言う、部分に対する全体の優先の思想があった<sup>49)</sup>。当書における真行寺は、現代の遊戯教授が、体操科の教授と同様に、児童が潜在的に保有する自己発展能力を無視して、児童は極めて無能力な存在と見做して干渉束縛しているとして、河野の「放任教育の可能性」<sup>50)</sup>を体育場面に追求する立場をとりながら、一方において、教育革新の必要として、御即位大典に際して教育尊重の御沙汰を拝したること、教員優遇問題に責任を感じること、日本国是に準ずること、とする河野の所説を紹介し<sup>51)</sup>、「然り教育は国家の大勢に応じて試む可き者たる以上は、時代の推移・思潮の変遷等によって革新を要す可きことは、今更ら吾人の呶言を要せずして炳然たるところである」<sup>52)</sup>と述べているのは、以後の真行寺の主張の方向を予期せしめるものとして注目しなければならない。

時を同じくして『最新遊戯集成』が刊行されている。真行寺は当書の内容が、理論之部は高島の指導によること<sup>53)</sup>、及び、「矢島鐘二氏が嘗って雑誌「体育」誌上に於て論述せられたる『小学遊戯論』を参酌し間々原文の儘転載したる所もあり」<sup>54)</sup>と述べているが、自動主義教育については一言もその記載がない。同じく遊戯教材を論じた著書として、その一貫性に欠けることは判断に苦しむところである。

その後、1925年（大正14年）までに刊行された三冊の著書は、何れも前著の焼き直しの感が強いものであり、検討を割愛することにしたい。

- 1) 真行寺・吉原，前掲書，269頁。
- 2) 前掲書，275頁。



- 3) 前掲書, 275—276頁。
- 4) 前掲書, 413頁。
- 5) 前掲書, 401—402頁。
- 6) 前掲書, 426頁。
- 7) 尼子止, 『教育人名辞典』, 日本図書センター, 1989年。
- 8) 『日本体育大学八十年史』, 608頁。
- 9) 高島平三郎, 『体育原理』, 育英社, 明治37年。『近代日本体育史』の当書解題によれば, 「本書は当時於ける体育原理中の白眉であって, 長く体育家に愛読せられた名著である。体育原理の非常に進歩した今日と雖も, なほ本書に聞くべき所が尠くないことを信ずるものである」と賛辞が呈されている。
- 10) 『最新体操集成』, 「序」, 2—3頁。
- 11) 『日本体育大学八十年史』, 340—341頁。
- 12) 『最新体操集成』, 4頁。
- 13) 前掲書, 第二章「体育必要論」, 第三章「体育の目的論」, 第四章「生活現象論」, 第八章「心身相関論」, 第十章「体育発達史」は, それぞれ高島の『体育原理』, 第一節「体育ノ必要」, 第二節「体育ノ目的」, 第三節「生活現象」, 第六節「心身相関論」, 第三章「体育史」を, 程んど原文そのままに転載したものである。
- 14) 前掲書, 32—60頁。
- 15) 前掲書, 61—141頁。これは, 極めて詳細な資料を記載した, 身体发育の歴史的過程に関する, 資料的価値の高いものである。
- 16) 前掲書, 142—204頁。
- 17) 前掲書, 328—345頁。
- 18) 前掲書, 345頁。
- 19) 前掲書, 758頁。
- 20) 前掲書, 816頁。
- 21) 前掲書, 811頁。
- 22) 前掲書, 813頁。
- 23) 前掲書, 815—816頁。
- 24) 竹之下・岸野・前掲書, 127頁。
- 25) 前掲書。
- 26) 藤原喜代治, 『教育思想学説人物史』, 第3巻, 「河野清丸小伝」, 「河野の人物」, 485—486頁。自動教育論についても若干の解説を加えており, これを眺むと, 藤原が河野を高く評価していたことが判る。
- 27) 前掲書, 481頁。
- 28) 尾形裕康, 「西洋文化摂取の教育時代」, 前掲書, 270頁。
- 29) クラウス・ルーメル他著, 「マリア・モンテッソーリの生涯と業績」, 『モ

ンテッソーリ教育・基礎編』, 中央出版, 1980年。

- 30) 藤原, 前掲書, 481頁。
- 31) 『八大教育主張』, モナス, 大正11年。
- 32) 前掲書, 27—74頁。
- 33) 前掲書, 31頁。
- 34) 前掲書, 33頁。
- 35) 前掲書, 49頁。
- 36) 藤原, 前掲書, 486頁。
- 37) 前掲書, 471—472頁。
- 38) 前掲書, 472頁。
- 39) 日藤居士, 「日本体育会を繞りての尼子止論・附真行寺朗生論(一)」, 学校体育, 第17巻, 第5号及び第6号, 124—125頁及び150—153頁, 昭和12年。
- 40) 前掲書, 第17巻, 第6号, 151—152頁。
- 41) 前掲書, 152頁。
- 42) 前掲書, 153頁。
- 43) 前掲書。
- 44) 尼子止編, 『八大教育批判』, 大日本學術協會, 大正12年。
- 45) 前掲書, 「序」, 4頁。
- 46) 自動教育研究会, 第五章「学校体操要目に表れたる遊戯分類の根拠」, 『自動主義遊戯教授の革新』, 45—48頁, 明誠館, 大正7年。
- 47) 前掲書, 第七章「自動教育主義より見たる遊戯教授の革新」, 57—59頁。
- 48) 高島, 前掲書, 第一章, 第一節, 「体育ノ必要」, 第六「列国ノ競争上ヨリ体育ノ必要ヲ論ズ」, 第七「国防上ヨリ体育ノ必要ヲ論ズ」において, 個人的競争に失敗する者が貧しくなるのと同様に, 国民的競争に劣敗する立場の国家は他国の干渉を被るとして国民の体位の向上の必要を説き, 武力競争の必然性を認める立場から, 「今日ノ世界ハ兵力ノ世界ナリ。兵強ケレバ国強ク, 国強ケレバ其ノ国民ハ世界ノ何レノ処ニ在リテモ其ノ權利ヲ伸張シ, ソノ志ス所ヲ成シ得ベシ」とし, 「国民タル者ハ其ノ兵士タルト然ラザルトニ論ナク所謂国民皆兵ノ主義ニ基キ努メテ体育ヲ励ミ強健ナル身体ト共ニ活発ナル精神ヲ養ヒ, 一旦緩急アラバ義勇公ニ奉ズルノ心掛ケナカルベカラズ」と述べている。
- 49) 河野清丸, 前掲書, 「全体というものが先ず存在して, それから後に部分が出来るのであると云ふ, 斯う云う根本的立場をとりたい」という「超個人」の立場を明らかにし, 教育の目的が文化の発揚, 単に偏狭な国家至上主義, 換言せば一國の富国強兵ということのみならず, 人類文化の発展ということが教育の目的とするならば, これは自動の賜物であると述べている。
- 50) 前掲書, 38—40頁。

- 51) 河野清丸、『自動主義教育革新の根柢』、自動教育研究会叢書第一編、大正5年。
- 52) 『自動主義・遊戯教授の革新』、59頁。
- 53) 『最新遊戯集成』、1頁。
- 54) 前掲書。

(四)

本章では、1929年（昭和4年）までの、実践から研究へと移行した時期の代表的著書に焦点を合せて若干の考察を加えることにする。

この期の真行寺の著書は次の通りである。

『学校課外体育要義』、文教書院、1926年（大正15年）。

『異常児の病理と矯正体操』、啓文社、1926年（大正15年）。

『新要目に準拠せる遊戯及競技の実際』、啓文社、1926年（大正15年）。

『原理教材・遊戯及競技法精義・改正要目準拠』、西野伊勢雄・杉本正信と共著、文教書院、1926年（大正15年）。

『改正要目準拠・小学校体操科教程配当と其指導案』、小瀬峰洋と共著、啓文社、1926年（大正15年）。

『運動会の計画とその遊戯』、啓文社、1927年（昭和2年）。

『近代日本体育史』、吉原藤助と共著、日本体育学会、1928年（昭和3年）。

『体育の基礎としての哲学』、日本体育学会、1929年（昭和4年）。

『学校課外体育要義』に関して吉原は、「本書は著者真行寺近来の快著で、課外体育に関してこれだけに纏っているものは余り多くは見受けない。而かも著者多年の研究と体験との織り込まれてある点に於て、どことなく力強い所がある」<sup>1)</sup>として、十五項目にわたる当書の内容を列記し、「その価値・運動法並びに注意事項に細大漏らす所なく記述してある」<sup>2)</sup>と評価している。

前に述べた通り、真行寺の著書には学術的記述の目立つものも多い。然し、当書に限ってその内容は実際的かつ実証的であり、今日的な課外体育研究調査の水準からの検討にも充分耐え得るものであり、課外体育史研究

としての資料的価値は極めて高い。

真行寺は当書執筆の動機として、小学校教育の正課時の体育は時数が少なく、かつ他教科への振り替えが多く、中学校においては軍事教練実施の結果、体操科時数が減少し、「学校体育の成果おぼ特に体操科の正教科時のみに期待するが如きは到底不可能事」<sup>9)</sup>と述べ、現今の「体操教育界」<sup>10)</sup>は、画一的・他動的・威圧的で個の特性が無視されているから、「不知不識身体を修練することを得可き体育的施設を待って、体育実施の機会と共に、其の実績を挙ぐるに努力す可きである」<sup>11)</sup>ので、「学校に於ける体育的施設而かも体操科よりは或意味に於て偉大なる体育的效果を有する修学旅行・遠足運動・水泳練習・登山運動・野外演習・校外教技・運動会・柔道・剣道・スキー運動・林間学校等の体育も密接なる関係を有する施設を採って以て体育的に観察し、講案し、組織して学校に於ける体育の目的の達成を計るは教育者として寧ろ当然過ぎる程当然の義務であらねばならぬ」<sup>12)</sup>として、修学旅行時の風紀上の問題、遠足運動の際の規律上の問題、水泳練習の際の溺死事件、登山運動における責任問題、その他の課外行事における諸種の事件の頻発を憂うるため、「真摯なる研究と而かも亦深刻なる体験」<sup>13)</sup>をもってこれ等を実施すべきだと述べている。

更に、ギリシャ古代の国民が一般に強豪勇壮で体格雄大なのは必ずしも諸般の運動競技が盛んに行われたためだけでなく、「即ち真の苛刻にして非人道的な人為淘汰は生来虚弱なる者は之を除去し唯だ強者のみを保存して国民全体を強健たらしむべく努力したためである」<sup>14)</sup>として、人体には個人的素質の差があるから、若し先天的に筋骨の充分に発達し得る素質のない者に激しい運動を実行させたとしても所期の目的は達成出来ない。どんな人間でも運動の奨励によって全て筋骨強壮に成り得ると考えることは、運動という外的要因のみを偏重して、内的素因を顧みない謬見であると述べ、激しい運動を「体育なる美名の下に真に学的根拠なく、徒らに流行流行と称して之を行わしむるが如きは実に人の子を賊するものである」<sup>15)</sup>と激しく批判するのである。更にこの論拠として、1922年（大正11年）の全国師範学校運動選手2166名の死亡関係を調査した文部省の「運動選手健

康状態調査報告」<sup>10)</sup>の数値を引用し、全選手の卒業後六ヶ年における一ヶ年平均死亡率8.74%は、二十歳から三十歳までの邦人男子死亡率に比して大差ないが、肺結核等呼吸器系疾患による死亡率59.54%は、その年齢の一般邦人より著しく高いことを報告している<sup>11)</sup>。

つまり、如何なる体育・衛生の方法を以てすれば、全生涯を通して健康生活を営むことが出来るかを考究すべきであって、教授要目の身体の均斉發育のみに偏重した体操至上主義を排し、精神と肉体の相関に着目すれば、「自発的・自由的であって、人間としての運動としては本能的であり、自然的な遊戯・競技を課することは現代社会の趨勢から見て」<sup>12)</sup>必然の結果であると述べて課外体育の重要性を強調し、前章で述べた自動主義教育における自発的・自由運動の価値を高く評価する先見性を示しているのである。

当書は、本文564頁、菊版の大冊であり、前に述べた課外運動の夫々についての意義・実施上の注意・効果等は勿論のこと、極めて詳細な実際の研究報告を模範例として提示しているのである。その好個の例として、いくつかの林間学校研究を引用して示してみよう。まず、当時本部における唯一の常設林間学校、神奈川県茅ヶ崎市における社団法人白十字会附属林間学校における1917年（大正6年）8月から1922年（大正11年）9月までの五ヶ年間にわたる、1) 身長・胸囲・体重の標準超過率、2) 身長・胸囲・体重の増加率、3) 三ヶ月後・六ヶ月後・一ヶ年後の体重の増加率等の諸表提示に始まり<sup>13)</sup>、大阪市御津小学校における都市薄弱児童の徹底的救済策としての、外浜寺郊外学舎の実施例として、体重・胸囲・栄養状態・血色・食欲・血圧・血色素等に及ぼせる影響を調査した詳細の比較統計表<sup>14)</sup>、東京麹町区「フェリエンコロニー」の身体的効果として報告された身体状況調査表等<sup>15)</sup>、数多の実際例における収容児童の身体的特徴・作業状況・日課表・給食の詳細な献立表及びその栄養的価値（熱量を含む）に至るまでの、極めて厳密な科学的立場を貫いた報告が記載されている。

つまり、真行寺はこれまでの著述において、現行学校体育の硬直化に強い批判的立場にあることを明らかにし、学校体育教科としての遊戯・競技

に僅に活路を見出していたものと思われるが、ここでは更に一步進んで課外体育に着目し、厳正な科学的態度で考究した課外体育実施例を提示したことは高く評価してよいであろう。

次に、『異常児の病理と矯正体操』について述べることにする。当書は初版・再版合せて二千部、更に1931年（昭和6年）には補筆訂正して、その改訂版が刊行されている<sup>16)</sup>。真行寺は言う。義務教育は機会均等の教育法であらねばならないが、体育科教育については、まだ論議が尽くされておらず、就中「薄弱児」及び「畸形児」等の異常児体育教育の問題は、小学校教育の本質から考察しても最重要事項であるにもかかわらず、その参考資料は石丸の一書のみ<sup>17)</sup>と。つまり、「現今の体育教育の実際は即ち正常児童・健康児童たる特権階級の施設と称するも過言でない。而して義務教育の本質に背戾するのみかは、又人道上より検覈しても断じて認容す可き性質のものではない」<sup>18)</sup>として、「強迫教育を行ふ小学校の義務教育に於いて、単に健康者を標準としたる瑞典式体操を課して、身体異常者並に薄弱者を健康者の犠牲に供して敢て異とせざる現代体操教授を呪詛するものである」<sup>19)</sup>と厳しく批判し、異常児に対する切々たる愛情を基調にして、その矯正体育法を学問的に、系統的に講ずる必要を説くのである。ここには富国強兵思想や国家に有為な人材の育成とする国家主義的立場は全く表明されておらず、校庭の片端に行んで、喜々として遊戯する健康な児童を、寂しげに唯見つめる丈の身体不自由児に対する人道的立場からの学理的研究を志す意図は、厳正にしていささかも忽がせにされていないことは敬服に価する。

当書の内容は、異常児の統計的考察として、1924年度（大正13年度）の東京市高等小学校児童の異状・疾病調査<sup>20)</sup>、東京市立深川区各小学校の異常児調査<sup>21)</sup>、文部省第44年報に掲げられた直轄小学校及び各公私立小学校の諸検査統計表<sup>22)</sup>を掲げ、小学校児童の背柱不正者推定40万人とするような異常の実態を報告し、以下に学校衛生及び矯正体操の歴史的経過、体質異常、疲労、休息と恢復、机及び腰掛等に関して、外国における豊富な實際例を示して詳細に検討を加えているのである。又、矯正体操の実施に

当っては、その症例に合せた個別的指導が必要とする立場から、「身体薄弱児童の養護」<sup>23)</sup>を前提にして、背柱・胸廊・上肢・下肢・関節の異常に対する矯正体操の實際を、一般的なものと特殊なものを分別し、それぞれの症例に合わせて極めて詳細な記述を行っているのである。文中には石丸の『体育上の病理と診断』からの原文引用も多いが、その生理的・解剖学的所見に基づく考究は、学校体操教材としての術式論争などは極めて浅薄なるものに思わしめる程真摯なものであり、前著に続いて、児童生徒の身体的特性や環境に対する配慮を加味した体育科教育の提唱は、今日の課題に通ずるものとして極めて高く評価してよい。

1926年（大正15年）、学校体操教授要目が改正された<sup>24)</sup>。『新要目に準拠せる遊戯及び競技の實際』は、この改正要目が旧要目に比して、「時運の進歩要求に応じて」<sup>25)</sup>遊戯・競技を大巾に取り入れたことを評価して執筆されたもので、再三述べる如く真行寺は旧要目の体操偏重に極めて強い批判的立場にあったから、「競争遊戯・唱歌遊戯・行進遊戯・走技投技跳技、球技としてボールゲームの教育的に多大なる価値の存在することを認め」<sup>26)</sup>改正要目に対して満足の意を表し、実際の教授に必要と思われる教材を集録して、その実施法・意義等に関しての実際的な解説を加えたものである。その根底には、「遊戯及び競技は元来児童生徒各自の自発的活動より出発して成るもの」<sup>27)</sup>であるから、その動作は変化多く、平常では運動しない身体各部に対する効果が高いことを述べ、「体操は秋霜颯々たる極端に言へば無味乾燥宛として白蠟を噛むが如きもの」<sup>28)</sup>に対して、「遊戯及競技は彼等の自発的活動に依って運動するが故に種々なる自動的な行動を形成する」<sup>29)</sup>と述べて、従来からの身体活動における自発的活動の意義を一貫して強調し続け、「改正要目が真に時代の進運に伴ひ、大正文化を謳歌するところの現代の学校体操教授要目としては真の意味に於ける燈明台としての偉大なる価値があることを認む」<sup>30)</sup>と最大の賛辞を呈するのである。

この主張は、『原理教材・遊戯及競技法精義』においても同様に展開する。当書は杉本・西野との共著であるが、「本書を編述するに当りては著

者の一人真行寺が嘗て隆文館より出版したる『最新遊戯集成』を中心的参考書として、これに西野・杉本の意見を加算・協調して以て完成したものの<sup>31)</sup>とし、「特に参照した文献は恩師児童学の泰斗高島平三郎先生の『児童の精神生活』及び、東洋大学教授の関寛之氏の『児童学概論』に負うところが深大なるものがある」<sup>32)</sup>と述べられているところから、ここでも高島の『体育原理』の理念が踏襲され、体操の他律性・受動性が否定される立場から、「遊戯及競技は最初より、彼れ等の本能的活動に即して、自律的に発動的に而かも幾多の興味と愉快とを以て始終せしむるものであるから、その興味と愉快とを活用して一は以て体操の短所を補ひ、一は以て遊戯及競技自身の長所を伸展せしめて、完全に体操科の効果と価値とを挙ぐるに努力す可きである」<sup>33)</sup>とし、1913年(大正2年)当時の学校体操教授要目の混乱を統一し、実践者の依拠すべき原点を示し得たことを評価しつつ、体操の過重視や前要目の草案者たる永井の遊戯方面に対する研究不足を指摘<sup>34)</sup>して、「小学校児童を対象として考えるときは、児童自然の活動性に合致したる遊戯に比較的多くの効果を認めんとするもの」<sup>35)</sup>とし、「教練・体操・遊戯及競技は相併行して其の価値を認む可きもの」<sup>36)</sup>とやや妥協的に軟化の姿勢を示している。これは、年来主張し続けて来た、遊戯及競技に対する認識の高まりを評価しての満足感の表明であろうか。

自らの実践的立場を退いた記念塔として著した『運動会の計画と其遊戯』では、スポーツ熱の向上が学校内に止まらずに社会的な広がりを見せ、各種の競技会・運動会が盛んになった風潮を喜ぶと共に、その問題も多いことを指摘し、理想的な運動会は「学校の訓育と体育の状況を社会の公衆に紹介して、正当なる理解を与へ、以て声援を求めることは学校教育上必要なる条件」<sup>37)</sup>とした上で、学校側からは平素の体育の復習としてその練達度を試し、これを一般公衆に示して批判を請い、社会的体育奨励の資となし、終了後の一同の歓楽和合をつくし、将来の施設経営の参考となし、児童側からは、その観察を通して規律・動作体力等について比較対象の素材となし、自己の実力を自覚自認する好機会であり、各自の向上的・努力的・精神の発奮の動機づけとして極めて有効と述べている。この書は



前著と同様、極めて実際的な意図で執筆されているが、時代の風潮を先見する真行寺の特徴をよく感得することが出来る。

日本体育界に、今日に至るまで不朽の名を残す『近代日本体育史』については、わが国における、明治初年から大正末年までを八期に分けて、体育・スポーツに関する諸相を、系統的・体系的に講述した最初の著述として周知の通りであり、近年にはその複製版も刊行されている。著者等によれば、「著者の一人真行寺が二十有余年間に亘って蒐集したる材料と、他の一人吉原が最近一ケ年間学校・官衙・図書館及び専門諸大家より輯録したる資料とに基いて、兩人慎重に研究・合議の結果、大体の排列・組織を決定し、吉原が専ら執筆の衝に当り、その間真行寺は吉原の記述した原稿を更に一層精査・校訂しつつ、時に或は全項を改削・補筆し、聊かにしても疑問ある点は、一々これを先輩・知己に質して、その史実に誤謬なからしめんことを期した」<sup>36)</sup>と述べている。その記述の基調は、「体育事実を体育的なる価値の規範に照らして軽重・次第を定め、取捨選択しつつ統一記述する」<sup>39)</sup>手法で貫かれている通史的 성격の濃いものであるが、「体育関係文献、人事的葛藤」に関する記述、及びその記述の正確さを期するために大部分を直接本人に照会したとする「近代日本体育指導者の略歴及び貢献」<sup>40)</sup>等も含まれ、わが国の明治・大正期の体育研究者にとってはその資料検索の方向性を暗示せしめる貴重な存在であり、問題提起の豊庫として高く評価したい。

- 1) 真行寺・吉原、前掲書、397頁。
- 2) 前掲書。
- 3) 『学校課外体育要義』、1頁。
- 4) 前掲書、2頁。
- 5) 前掲書、4頁。
- 6) 前掲書、4—5頁。
- 7) 前掲書、6頁。
- 8) 前掲書、8頁。
- 9) 前掲書、13頁。
- 10) 前掲書、15頁。
- 11) 前掲書、15—17頁。

- 12) 前掲書, 34頁。
- 13) 前掲書, 467—471頁。
- 14) 前掲書, 471—479頁。
- 15) 前掲書, 479—487頁。
- 16) 真行寺朗生, 「自序」, 『体育異常の病理と矯正運動』, 6頁, 日本体育学会, 昭和6年。
- 17) 石丸節夫・田辺郁郎, 『体育上の病理と診断』, 都村有為堂, 大正14年。
- 18) 『異常児の病理と矯正体操』, 3頁。
- 19) 前掲書, 14頁。
- 20) 前掲書, 19—21頁。
- 21) 前掲書, 21—30頁。
- 22) 前掲書, 30—34頁。
- 23) 前掲書, 146—171頁。
- 24) 『明治以降教育制度発達史』, 第8巻, 806—857頁。
- 25) 『新要目に準拠せる遊戯及競技の実際』, 1頁。
- 26) 前掲書, 2頁。
- 27) 前掲書, 23頁。
- 28) 前掲書, 24頁。
- 29) 前掲書, 33頁。
- 30) 前掲書, 4頁。
- 31) 『原理教材・遊戯及競技法精義』, 6頁。
- 32) 前掲書。
- 33) 前掲書, 2頁。
- 34) 前掲書, 2—7頁。永井の遊戯に対する関心の程度を次の様に述べている。  
「前要目の草案者たる永井道明氏が遊戯の方面は殆んど白紙であったという告白を氏の門弟から聞いて居る。更に同氏が主宰する本年七月一日発行の“日本体育”誌上に於て, “学校体操教授要目改正に関する予想と感想並に実施の工夫”と称する論文中, 其の改訂要目の内容と称する第三項に, “遊戯は前要目に於ては当時の事情より自然簡略に過ぎてあったから”と告白されてある点より考覈すれば, 大正二年の要目に於ける遊戯は全く研究の不足なることを感知せられて居ることを涼得することが出来る」。
- 35) 前掲書, 10頁。
- 36) 前掲書, 11頁。
- 37) 『運動会の計画と其遊戯』, 2頁。
- 38) 真行寺・吉原, 前掲書, 「凡例」, 1頁。
- 39) 前掲書。
- 40) 前掲書, 626—692頁。

## (五)

真行寺は1929年（昭和4年）、雑誌「学校体育」を創刊した。その編輯綱領には、学校体育を中心として、体育原理の究明と改善を図ること、体育理想を実現するためには科学を始め諸文化を総動員すること、体育教育界の厳正批判を通して体育的諸問題の学理的解明と実際の指導の普及を行うこと、体育と他文化の関係を考究し現在の体育的現実と将来的方向を明らかにすること、体育的材料及び資料を提供すること等を謳っている<sup>1)</sup>。本誌創刊の動機としては、現今の学校体育の躍進的興隆を背景に多くの体育関係書（雑誌を含む）が刊行されているが、その編集方針に「深甚なる憂慮と多大なる不満」<sup>2)</sup>を見出すからだと述べている。尚、当誌の発行部数は1935年（昭和10年）2月までは4800部、以後は6300部とされている<sup>3)</sup>。当初の発行母体は真行寺の設立した日本体育学会であり<sup>4)</sup>、1935年（昭和10年）4月からは、飯塚晶山の主幹する「国民体育」と合併し、1936年（昭和11年）中旬まで発行所を日本体育会に移管し、その後、又日本体育学会発行に戻している<sup>5)</sup>。

先行する同種の体育雑誌としては、1922年（大正11年）3月に創刊された「体育と競技」があり、発行部数一万と号して教育雑誌中最大を誇っていた。これは東京高等師範学校の大谷・二宮・野口・佐々木・広井・桜庭・松村等が「体育研究会」を組織し、「体育研究」なる不定期雑誌を刊行していたものが、「体育研究会」を「体育学会」に改め、機構を一新し、内部的には部門別の研究活動を、外部的には春秋二回の講習会を開催したのを機会に、体育学会機関誌として「体育と競技」と命名して刊行したものである<sup>6)</sup>。その創刊の辞は、戦争時であれ平時であれ、列強間の競争は増々激化する現今において、この競争に打ち勝つ必須の要件として、国民各個の強力な体力の必要を説いたものである。1929年（昭和4年）当時の「体育と競技」の編集同人は、二宮を筆頭に大谷・野口・桜庭・森・佐藤等で、安川が主として編集の任に当たっていた。

一方「学校体育」は真行寺を主幹に、米村を編集主任とし、後には一時

期、飯塚を主筆に迎えている。又、顧問としては高島を筆頭に二宮・大谷・野口・手島・永井等が名を連ねており<sup>7)</sup>、同誌に二宮・大谷・野口等の論説が掲載され<sup>8)</sup>、又、「体育と競技」に「学校体育」の広告が掲載されている点等から両誌の関係は必ずしも対立的なものではなかったかとも思われる。但し、『近代日本体育史』によれば、東京高等師範学校と日本体育会の体育教師の人的交流に関しては、かなりの確執があったものと思われ<sup>9)</sup>、「体育と競技」には真行寺の論説が掲載されることはなく、「学校体育」に「体育と競技」の広告が掲載されていない点や編集母体名の類似性等、両者の関係は今一つ鮮明でない。

本章では、体育報国を志した真行寺が、「学校体育」の第一巻第一号から、第二十四巻十二号までの間にその誌上に発表した数々の論説・主張の中から、「国家と体育との関連」を主題とした十数編を中心として、かつて大正自由主義教育の渦中に在った真行寺が、どのように国家主義を形成するに至ったか、その定型化の過程に対する検証を行うと共に、国家主義を基調として強力な組織体に成長した学校体育が、如何に国家権力の介入に対して迎合的であり、社会的立場の低い自己の立場を認識してか、その教育的価値を高めるための手段として、国家主義的教育思想の積極的な取り組みを図ったかを明らかにし、この混乱した時代の体育科教育に対する理解を深める一助としたい。

岸野は、「体育と思想問題に個人の自由な意見が発表出来るのは昭和5年までである」<sup>10)</sup>と述べ、大正期における体育的事実は、解釈に苦しむ課題を残した時代と位置づけているが、本来的には児童を中心とした体育思想を持ちながら、国家主義との葛藤に苦しんだ一人の体育ジャーナリストの軌跡を追いながら、国際関係の極度の緊張による富国強兵策を旨とする政策的方途に起因して、多くの国民意識の基底に蟠踞していた国家主義的傾向が顕在化して、教育界・体育界を激しくその渦中に巻き込んだ時代に、文筆をもって体育報国に努めた希有の人物の思想の一端に触れることは必ずしも無用とは言い切れまい。

1930年（昭和5年）、真行寺は「国家と個性」<sup>11)</sup>と題して、わが国の国際

的存在としての意義・自覚が、自国の幸福と繁栄のための国家的存在と矛盾対立するものではないとする立場から、「幸福の実現は各人間、家族間に於てそうである如く、国家間に於ても協調和平にのみ存在する」<sup>12)</sup>として、「それ故、国際問題の発展は国家の幸福の増進を企画するものでこそあれ、決して超国家若しくは反国家的性質のものではない」<sup>13)</sup>とする、国家間の平和的協調策のみが自国の幸福を全うする基であって、独立した国家は、独自の文化つまり教育であり体育を創造し、個性的存在であらねばならないと述べている。これは、一国の真の独立は単に先進文化の摂取吸収のみならず、自らの独立した文化を創造するところにあるとする見識を示したもので、欧米教育思潮の導入によって急成長を遂げた教育制度や内容が、国家的対立の渦中で自己矛盾した存在になりつつあることが示唆されたものと言うことが出来よう。

翌年発表の「最近の思想運動と体育原理」<sup>14)</sup>、「体育と祖国愛」<sup>15)</sup>では、前者は唯物史観の立場からの精神活動・身体活動に言及したもので、必ずしも深く考究したものではなく、実証主義の立場からの身体活動論を賛美したものに過ぎない。後者では、武装的平和の如く国際間で孤立する愛国運動は「全人類の排撃の下に粉碎されるべき」<sup>16)</sup>だとし、その過激な愛国運動を批難し、祖国愛とは国民にとって自然的感情であり「親愛思慕の情念」<sup>17)</sup>で、「充分なる自覚と批評の知的理解によって獲得した祖国文化愛」<sup>18)</sup>こそが真の祖国愛であるとし、然し現実の世界は経済優先による個人主義・利己主義が横行している事実を示し、これを修正して「真の祖国愛実践の手段」<sup>19)</sup>としての青少年の集団活動の効果を挙げ得る手段の好例として「ポーランドの祖国復興運動」<sup>20)</sup>と、ドイツの「青年の体育連盟の愛国運動」<sup>21)</sup>を示している。つまり、国家的目的達成手段としての体育運動の価値を評価し、愛国運動の実例として「ヒトラー運動」の綱領とする、「国家は人民の健康増進のため、母子を保護し、幼年労働を禁じ、体育を奨励し、青年の体格増進を目的とする諸倶楽部を積極的に支持するを要す」<sup>22)</sup>の文言を引用して、「ヒトラー運動」に対する著しい傾当ぶりを示していることは、この後の真行寺の体育思想が全体主義的傾斜を強める原点とし

て注目しなければならない。

わが国をとりまく国際情勢が極度に緊迫した1936年（昭和11年）に発表された「体育の基底を探る」<sup>23)</sup>では、「国家の運命に刺激されて隆盛に赴く体育」<sup>24)</sup>とする自己認識の視点から、今日までの体育界の発展は、体育界が自ら思索し、実際方法を考案したものではなく、「あることに要請されて附随的に発展せしめられて今日の体育を産み出している」<sup>25)</sup>とし、その要請の源として国家・科学・その他特殊な思想及び哲学を挙げ、「要請するものの形態に適合する体育思想や実際が現れて来る」<sup>26)</sup>とその主体性の欠陥を自認し、こうして形態化した体育は、ある場合には国家や民族までも超越して特定の体育思想及び体育方法が形成され、必然性のない思想までもが附属せしめられるとする危惧の念を表明し、体育は自らの立場から、つまり「生命体の発展」を願う思想的根拠の下での実際方法の考究を通して、体育学として他の科学分野から独立した領域と実践部分を確立し、その上に国家的・民族的意識を加味した体育の必要を説いたものであり、教育・体育に関する国家的要請の受容に際しては、体育学としての基本的理念の定礎がなければならないとする認識は極めて高く評価して良い。

同年発表の「教育及び体育に於ける統制の本義」<sup>27)</sup>では、近時の教育制度の改善及び統制は、「社会文化事象が相錯雑」<sup>28)</sup>して、国家的目的を達成することが漫然となるのを防止するために、「社会の進行にはっきりとした軌道」<sup>29)</sup>を設けることが必要だとする現状認識から出発しており、一般的社会生活が意識的になる反面、「個人的自由の舞台を圧縮し、団体の意図的組織的機械的進行を尊重する没個人意識」<sup>30)</sup>に成らざるを得ないが、教育及び体育もこの枠組みから脱却出来ないとする現状認識を示し、教育及び体育の統制は、「人間の向上的陶冶的人格の性質を中心に、国家社会の内容的要求に従って行はれるもの」<sup>31)</sup>と断じ、社会生活をする個人の人格や、国家社会に有為な人格を目標に組織されねばならないと述べている。然しながら現実の統制は、社会政策的方面にのみ片寄り、その目的に対する認識・意識が理解されていないと批判し、教育及び体育における統制の本義は、「目的に向かって発展性・自由性を展開するが如きものであらねば

ならぬ」<sup>32)</sup>と述べ、学校体操教授要目・学校舞踊・各種運動団体・学制等に対する国家的介入を暗に批判する立場をとっている。

同年発表の「日本国家教育と体育」<sup>33)</sup>では、政治とは「常に進み常に改善に向って集団及び社会の発展と充実に画策するもの」<sup>34)</sup>と規定し、それが社会に対して抑制的・事務的にしか関与し得ない場合の弊害について述べ、教育の制度と内容の調和を保つ政治的力量に期待すると共に、体育思想がその実践と遊離して単独で形成されることはあり得ず、教育全体の枠組みの中で体育思想・体育方法を考慮し、教育が国家社会を意志して実施される場合には、当然体育もその一翼を担うべきで、現実性と力のある教育の実現には体育的实践が不可欠だと述べている。つまり、国家・社会の理念を実現する手段としての教育という立場に立って、その制度的・内容的変容は、実践的思想を基調にした現実的行動力の具備を志すべきだとするのである。これは、時の文部大臣、平生夙三郎が内閣調査局の教育改革構想を土台にして、義務教育年限延長を柱に大胆な教育合理化策を打ち出したことに関連して<sup>35)</sup>、実践思想としての体育科教育の意義を強調したものと考えてよい。

1937年（昭和12年）発表の「全体主義思想と体育」<sup>36)</sup>では、全体主義とは元来カント哲学の用語であったものが、ヒトラー治下のドイツにおいて、その政治経済的思想として確立されたものと規定し、これは、「純粹発展を意味し、不純を避け内面的結束を意味する」<sup>37)</sup>国家哲学であり、「全体は強力であり中心的であり、美であり全体は善である」<sup>38)</sup>と全体主義を賛美し、全体の前では個人は消失するが故に、その社会は道徳的で意思的であり、人間活動の全ての局面に対して積極的に「実践的力」<sup>39)</sup>をもって作用し、「人間社会の実践的動向の指導性」<sup>40)</sup>が期待出来るとしている。それが故に、実践主義を基調とする体育は、「この全体主義思想によって力強く思想的背景・基礎を打ち建て、以て組織ある文化として発展せん」<sup>41)</sup>と述べてナチス・ドイツ型の全体主義体育思想に対して著しい傾当ぶりを示している。然しこれは、今日的視点で考えれば、体育科教育の発展を願うあまり、最も都合の良い国家的思想を極めて強引に導入したもので<sup>42)</sup>、そ

の理論的錯誤は明らかであり、時代迎合的と評されてもいたしかたのない点である。

この全体主義体育思想に関して、他の体育関係者はどう考えていたであろうか。「学校体育」誌上に現れた全体主義を主題にした代表的論説として、1938年（昭和13年）に今村の発表した「全体主義体育断想」<sup>43)</sup>があるので、これを概観して若干の考察を加えることにする。

これによると、競技における選手制度を否定して全体の者が競技に参加出来る、とする全体主義は社会主義的・唯物的であり、勝敗本位の技術崇拜を否定する、少数者のみではなく全体者の心身鍛練を目指す全体主義は、心身の調和的發展を志す理想主義的教育観に合致すると述べ、多数者の運動参加による国民体位の向上に全体主義体育の真髓を見出そうとする今日の認識は、「全体は部分によって定礎されて始めて成り立つという下から上への関係における総合主義的見解であり、全体主義体育の真諦を射ていない」<sup>44)</sup>と現状を批判し、スポーツはスポーツの為のスポーツであって、体位の向上や国民精神作興への貢献はむしろ副産物である、とする自由主義的スポーツ観が、この非常時局の到来に際して、スポーツ団体自身から年来のこの主張を捨て始めた、と述べている。

又、学校体育においては、学校令及び施行規則におけるごとく、国家全体主義的傾向が鮮明であったにも拘らず、実践現場では欧米教育思潮の影響を受けて、著しく自由主義的色彩の濃い教育が行われていたが、1932年（昭和7年）以後は全体主義的体育観が主流となり、1937年（昭和12年）の「国民精神総動員ニ際シテ体育運動ノ実施ニ関スル通達」<sup>45)</sup>によって、「体育運動ハ心身体ノ鍛練ニヨリ国民ノ体位ヲ向上セシメ、ソノ精神ヲ振作シ、国民ヲシテ国家ノ使命ニ応ズベキ健全有為ナル資質ヲ具ヘセシムルヲ本旨トス」<sup>46)</sup>と明示され、これを基底に学校体育は「国家の使命」<sup>47)</sup>という場に位置づけられることとなったと述べ、国家の分枝としての国民の体位の向上と精神の振作は、母体であり本源である国家自体の成長發展を意味し、これが全体主義体育の極致であらねばならぬとし、その歴史的経過については、「国家中心の全体主義は主にマルキシズムの唯物論的社會主義



の否定として勃興した」<sup>48)</sup>とし、マルキシズム社会主義自体も共同社会本位の全体主義たり得るが、この「全体」は「部分の複合体」<sup>49)</sup>であって、わが国の国体や国民性とは相容れないもの、つまり同じ土と血に連なる等しく生命体的な存在とする天皇を中心として、「国民はその母体皇国の発展せる肢」<sup>50)</sup>と述べる如く、極めて尖鋭的な皇道思想に則った全体主義体育思想が受容されているのである。

1938年（昭和13年）「国防体育運動の勃興」<sup>51)</sup>と題する論説において、体育と軍事教育の結びつきに言及するまで、真行寺の体育思想には天皇及び軍隊に関する直接的表現は現れていない。これは日本体育会の創設が軍隊を意識したものであったこと、体育に関する政策的意図が強力に軍事教育を推進するものであったこの時代を考えた時、是非指摘しておかなければならない重要な点である。「国防体育運動の勃興」では、再三繰返される如く、民族・国家の発展の原動力は、その成員の「訓練された精神力と体育」<sup>52)</sup>であり、これ等は直接的に「国家防衛」<sup>53)</sup>と「民族興隆」<sup>54)</sup>の必然的要求であると述べ、ドイツ・イタリー・ソ連等の軍事教育とスポーツ鍛練を兼ねた競技形式を例示し、「日々新聞による国防体育運動」<sup>55)</sup>の催しを強力に支持している。これは真行寺が日本体育会会長事務取扱となった時期と一致しており、国防体育とは軍事教練を一層明確にしたものであり、国民運動の一大潮流となり、国家がその建国組織の精神によって国家主義をより堅固にするための必然的要素である故に、「国防体育だからといって単に軍事的に、又帝国主義的にのみ解釈することは極めて浅薄であるといわねばならぬ」<sup>56)</sup>と敢て述べ、「我が国の国家主義思想に若し少しでも個人を軽く見たり否定する様な分子があるならば、かかる思想をば絶対に排斥すべきである」<sup>57)</sup>とする個人を生かす国家主義の形成、つまり全ての国民が、その根底に国家主義的精神を具備すべきで、そのための教育が行われなければならないと述べるのである。これは、高島等と共に児童中心主義を出発点として体育科教育の発展を願いつつ、時代の激流に呑み込まれんとする真行寺の、論理を擦り替えてでも探らねばならない妥協点であったのであろう。政府が「教学刷新評議会」<sup>58)</sup>を設け、国体の本義に基づく教学、つ

まり皇国主義教育を唱え、戦争の拡大に伴って「国家総動員法」を公布した時代を考えた時、「個人を生かす国家主義」の主張は、一際異彩を放っているのである。

1939年（昭和14年）発表の「長期戦下・新東亜建設下の日本体育」<sup>69)</sup>では、後述する『祖国を擔ふ体育人の書』、『国力創造・日本体育界に与ふ』の二書を上梓した後を受けての補筆的内容を示すもので、表題が示す如く、前年に発表された近衛首相の「東亜新秩序建設の声明」を受けて、国民体育振興のための機構態勢を組織的に再構成することを提言したものである。つまり、体育は生命体としての人間の生活行動の基底を确实強固にするものである故、国家と時代と文化に影響されることなく、最も「基本的態勢」<sup>69)</sup>において行うべきとする従来からの主張を述べ、「体育が人類全体の生活にとって生活必然関係に於てあるからには」<sup>69)</sup>全ての体育場面で現状に満足することなく、内容的・形態的・行政的に大変革を行うことが至当であり、日常生活における体育的状况、つまり「具体的機構的内容をもった体育」のより一層の強化を図るべきだと説いたものである。これは、時代的要求に従って変容を繰り返す現在の体育的観念では、社会制度・法律等を含めて国民生活の一般的水準まで体育健康の意義が浸透しない故、「永遠の日本国民政策」<sup>69)</sup>として、国民生活法や生活観念の樹直しを図るため「日本体育自治制」<sup>69)</sup>を主張したものである。その内容は、文部省・厚生省で研究された体育方法を基礎として、一村一学校が独自の実施方法をもって、その成員全てが体育を楽しむように導くことに主眼を置いたもので、体育を運動技術の習得ばかりとせず、人格思想形成の必須的機能として捉えること、座学の如き普遍的陶冶の手段は形式的に陥り易いが、体育では「鍛練の階程」<sup>69)</sup>、「個的に生きた人格」<sup>69)</sup>を通して一人一人の「個的生命に触れた指導」<sup>69)</sup>が可能であると説き、教育政策が全国の指導の個的内容まで支配しようとする意図を指摘し、これには限界を設定して国民や学校の本質的内容を探るべきであるとする提言を行っているのであり、表題から受ける国家主義的傾向は程んど主張されていない。

ところが、同年発表の「世界転換に於ける我国の思想と体育」<sup>69)</sup>では、一

転して自由主義及び民主主義思想を全体協調主義思想に転換せしめ、体育界における19世紀の科学思想と自由主義思想を排斥せよ、と極めて激越な論調で扇動的に叫ぶのであり、この急激な論調の変化には理解を越えるものがあるが、日本体育会における真行寺の立場が、経営的危機を抱えながら、同会常務理事・会長事務取扱として内部的結束に苦しむ状況にあったことと考え合わせる必要があるのであろう。

同年発表の今一つの論説「体育と民族」<sup>67)</sup>では、国家と教育及び体育の関係を全体と個の立場から論じたもので、「有機体・生命体の建設的形成を通して、全人をその在るべき状態へ高め、それを通して民族・国家・人類の進歩・発展をはかり、他方に於てはそれに従って個人の完成を期し、自己人格の実現を可能ならしめる」<sup>68)</sup>と述べ、西欧自由主義体育思想にも学ぶべき点が多いが、日本民族の精神的価値、民族的理想価値に立脚した独自の体育思想の建設こそ真の独立国家の基と説くのである。つまり、「血のつながり」と「精神生活の共同性」<sup>69)</sup>、別の言葉で言えば「歴史的文化」<sup>70)</sup>を共有する個の集団を民族と規定し、この精神生活を自己の人格的文化の内容として現在を生き、後世に伝えることによって民族として歴史的に生存することが出来るとする理由で、民族と個を、「具体的全体者の両面」<sup>71)</sup>として認識し、「体育は民族の有機体・生命体を健ならしめるために、これを使命としてこの世に現れたもの」<sup>72)</sup>と述べ、尚武・鍛練・忠孝といった民族の精神の共有と、身体的健の合一にこそ国家繁栄の基が在ると説くのである。この論説が真行寺の遺稿となった。

- 1) 「編輯綱領」, 学校体育, 第1巻, 第1号。正しくは, 學校體育である。
- 2) 「巻頭言」, 前掲書。
- 3) 真行寺朗生, 「近時の所懐と心境」, 学校体育, 第14巻, 第3号, 89頁。昭和10年2月までは4800部, 以後増刷を重さねて6300部までのびて来て, やがて7000部に達するであろうと述べている。
- 4) その設立の年月は定かでないが, 日本体育学会主催の講習会(学校ダンス)が大正12年夏に行われたとする記述から(『近代日本体育史』, 421頁), この頃からの発足とみるのが妥当であろう。
- 5) 「近時の所懐と心境」, 前掲書。これには昭和10年4月より, 友人飯塚氏経

嘗の「国民体育」と合流して発行所を日本体育会に移管してから、いろいろと憶測が乱れとんでいるが、真行寺の立場からは「国民体育」との合流や発行所の移管は全く必要性がなかったことが強調され、尼子・平本両氏の説得に応じて、日本体育会の経営が極めて非常時にあるため、準機関誌たる「国民体育」に幾何かの同会からの経済的補助を軽減し、その廃刊を避ける意図で敢て合併に踏み切ったのであって、これを評して対敵行為の顕現とする評は誠に遺憾であるとする意を表明している。然し、『日本体育大学八十年史』では、「国民体育」発刊の歴史的経過を詳しく述べ、「国民体育は飯塚正一（晶山）を主筆に昭和11年3月まで日本体育会機関誌として継続刊行」と記され、「昭和11年になると本会機関誌としての発行は、記事、内容の点で各種制約が加えられることとなった。このため、本会の発行でなく、飯塚正一個人に発行権をゆだねることによって、制約を受けない学術雑誌としての体裁を整え、以来昭和19年2月まで、事実上の本会機関誌として発行を継続した」と述べられ（621—622頁）、「学校体育」が昭和10年4月から昭和11年中旬（7月か8月か明らかでない）まで、発行所を日本体育会に移管した事実と合せて若干の矛盾点を感じる。

- 6) 野口源三郎、「体育と競技から学校体練まで」、学校体練、第1巻、第12号、8—11頁、昭和16年12月。これによると、当誌は「体育と競技」と「体操と女子」と「子供の体育」の三誌を合体して、昭和16年1月に発足した「学校体練」が発展的に解消するに際して、「体育と競技」創刊に関する事情を述べたもので、以後は文部省体力局の監督の下で、その統制下の会社より編輯発行されると述べている。これは昭和17年2月から学徒体育刊行会編輯、目黒書店発行の「学徒体育」として継承され、昭和20年まで続いたものと思われる。
- 7) 本誌顧問、学校体育、第1巻、第3号、昭和4年4月。
- 8) 二宮文左衛門、「現代学校体操の新研究」、学校体育、第1巻、第1号、20—25頁、昭和4年。大谷武一、「現代における体操界の病根」、学校体育、第4巻、第5号、7—8頁、昭和5年。野口源三郎、「競技練習の考察」、学校体育、第3巻、第5号、8—13頁、昭和5年。これ等は何れもその初出を示したもので、三者共にその後も多くの論説を「学校体育」誌上に発表している。
- 9) 真行寺・吉原、前掲書、460—470頁。可児徳、手島儀太郎等の去就をめぐる東京高等師範学校体育科と日本体育会体操学校の間的人事や、嘉納治五郎と永井道明の体育観の相違による確執等が述べられており、その検証も興味ある問題であるが、主題と離れるので別の機会にこれに触れることにしたい。
- 10) 竹之下・岸野、前掲書、163頁。
- 11) 1—13) 学校体育、第3巻、第4号、昭和5年5月。

- 14) 学校体育, 第5巻, 第1号, 昭和6年2月。
- 15)—21) 学校体育, 第5巻, 第6号, 昭和6年7月。
- 22) 嬉野満州雄・赤羽龍夫編, 『ナチス』, 167頁, 平凡社, 昭和48年。ナチ党綱領二十五ヶ条を示す中に, その第十一条に「国家は, 母子保護と, 幼年労働の禁止と, 体操・スポーツの義務を法律で底めて肉体的訓練を実施することと, 青少年の肉体訓練に従事する諸団体全部にたいする最大の援助とを通じて, 国民保健の向上に意を用いねばならない」と述べているのを指すものと思われる。
- 23)—26) 学校体育, 第14巻, 第7号, 昭和11年1月。
- 27)—32) 学校体育, 第15巻, 第1号, 昭和11年2月。
- 33)—34) 学校体育, 第15巻, 第4号, 昭和11年5月。
- 35) 平生飢三郎, 広田内閣の文相。大正13年の文政審議会以来の懸案である義務教育年限を八年に引き上げることを含めて, 昭和11年に大胆な学制改革構想を発表した。それは, 義務教育年限を引き上げることによって, 「国体の本義の徹底」, 「国防力の充実」, 「生産力拡充」を狙ったものといわれている。  
『日本近代教育百年史』では, 昭和11年に発表された文部省の全面的な教育内容改訂の基本方針とする国防の見地とは, 単なる軍勢力視点ではなく, 国家総力戦段階に照応する国民教育の再編の必要性を指摘したものと述べている(473頁)。
- 36)—41) 学校体育, 第17巻, 第2号, 昭和12年3月。
- 42) ナチス・ドイツの体育観は「我が斗争」でヒットラーが「民族国家はその教育の目標を優れた身体の練成におかねばならぬ」と述べたことを基調に, それを単なる身体のみの問題とはせず, ここを起点として意志訓練や性格訓練にまで体育目標を拡大し, 「体育の指標となるものは国民, 国防, 種族, 指導者であり, 凡ゆる力, つまり身体及び心情と魂を発達せしめ, 以て国民なる共同体に奉仕すべき能力と心構えを築き上げることにある」(文部省総務局調査課編, 『ナチス独逸の学校体育』, 1頁, 明治図書, 昭18年)とする民族社会主義教育の理念が, 我が国の体育科教育の進展に有力な思想的基盤を与えるという理由で, 全体主義を容認する立場をとるのである。
- 43)—44) 学校体育, 第20巻, 第3号及び第4号, 昭和13年10月及び11月。
- 45) 昭和12年「国民精神総動員実施要綱」が閣議決定され, 翌13年には「国家総動員法」が発令された。その間, 昭和12年12月には「国民精神総動員中央連盟」が結成され, 「国民精神総動員=際シ体育運動ノ実施=関スル件」として体力・体位の向上はもとより, 精神訓練, 団体訓練, 国民意識の昂揚を意図した実施要綱を各地方長官宛に通達し, 管下各学校・体育団体などに徹底を図るよう求めたものである(『近代日本教育資料I』)。
- 46)—50) 学校体育, 第20巻, 第3号及び第4号, 昭和13年10月及び11月。

- 51)—57) 学校体育, 第20巻, 第3号, 昭和13年10月。  
58) 『日本近代教育百年史』, 453—465頁。  
59)—65) 学校体育, 第20巻, 第6号, 第21巻, 第1号及び第2号, 昭和14年1月から3月。  
66) 学校体育, 第21巻, 第6号, 昭和14年7月。  
67)—72) 学校体育, 第22巻, 第3号, 昭和14年1月。

## (六)

以下は、「学校体育」誌上に掲載された真行寺の論説を、前章に引き続き、各項目別に分別して若干の検討を加えたものである。

### 1) 学校体育及び体育指導者について

「機会均等の教育」<sup>1)</sup>及び「虚弱児童の救護方案」<sup>2)</sup>と題して発表された論説は、何れも心身の健康状態に問題を抱える児童に対する矯正の体育手段の必要と、全国児童の約5% (約55万人) に達する虚弱児童の健康増進に対する提言で、その論拠は人道的立場からの児童に対する愛育の念であって、国力増強を願う国家主義的立場のものではなく、第四章で述べた『異常児の病理と矯正体操』における主張を継続したものである。然しながら、非常時局に際しての体育実践場面では、これ等の人道的立場の主張を受け入れる余地は程んど皆無に等しかったものと思われる。

1937年 (昭和12年)、「普通教育に於ける体育の基礎, 上下」<sup>3)</sup>と題する論説では、体育は自己生存権の認識を拡充して行く基礎であり、「身体の体育的・生活的操作は食物と同位である」<sup>4)</sup>と主張する。つまり、学校における教科としての体育の限界を認知した上で、児童がその生活の中で毎日必ず体育的活動を行う必要を説いたものと理解出来る。この考え方は、「新学年の教育経営・学校体育の運用に就いて」<sup>5)</sup>では、「学校児童生活案」とする提言で更に具体化する。即ち、小学校体育の実際が科学的理論に忠実に過ぎるあまり、却って児童生活の具体性から遊離した体育を行っていないかとする反省から、児童は毎日の生活の中で体育を行い得るように、学校の全教育体系を再組織し、時間的にも方法的にも積極的に運動の機会を与え得るようにしようというもので、そのためには指導者が居なくとも、

児童が自ら行い得る手軽な運動用具及び施設の開放を行うべきであるとして、「教授要目」の如き一般的な最も基礎的な考え方と、自校の特殊の事情を織りまぜて「根のある教育」を行うことが教師の使命であると述べている。これは学校体操教授要目の内容構成を巡っての理論的葛藤<sup>6)</sup>と、その実際が形式化し、硬直化したことに対する極めて現代的提案として評価出来るであろう。

同年、「現代学校体育の思想的概説」<sup>7)</sup>として、大正二年の要目発表以来の体育思潮を次の如く概観している。

i) 自然主義的体育<sup>8)</sup>

自然への回帰を願う心から発して、個性及び内的生活を尊重し、精神的自由、自然なる欲求の強調されたもの。

ii) 美的律動表現主義の体育<sup>9)</sup>

デルサートによって創始せられた美と健康の建設、音楽と体操の結合から出発し、感情や精神を表現して個性的人格を表そうとするもので、欧州体育の主動要素となるもの。

iii) 国家的民族主義の体育

身体習練が、純粹個人的性質なるものを求める以外に、国家的観念と民族的統一の総合意識を充溢せしめる手段として応用され、個人の最高の完成は、心身共に全民衆共通の目的を遂行するに充分な調和的発達を遂げることであり、ヤーン・リングの体育思想<sup>10)</sup>、チェコのソコール運動<sup>11)</sup>、ヒットラーのドイツ国家の指導原理としての身体運動<sup>12)</sup>、ムッソリーニの新イタリー国民体育等<sup>13)</sup>、国家の活動のために準備された身体的訓練。

次いで、最近におけるわが国の体育思想の変遷については次の如く述べている。

i) 国際主義の体育時代

大正15年の要目改正より昭和初年まで、各種の体育運動界は科学的検討を以て世界的に活躍すべき基礎を確立し、学校体育にあっては改正要目の実行期で、運動競技においては競技万能の風は一蹴され、教育的指

導に目覚めた時代。

ii) 新体操の研究批判時代

昭和6年にニルス・ブックが来朝し<sup>14)</sup>、それを機に外来新体操の研究が、更度盛んに行われるようになった時代。

iii) 日本精神顕現と体育的自覚の時代

「国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニアリ」の詔書<sup>15)</sup>に煥発され、満州事変、上海事変、国際連盟脱退、北支問題、海軍軍縮問題等の非常時局の渦中で、日本民族の真価を顕現すべく国民的自覚が芽生え、日本体育の建設、つまり祖国愛・民族愛を基礎としての祖国民族の永遠の発展に貢献し得る健全な心身の育成が強調され、国家民族の発展は、その構成員たる各個人が、体質・体力・実践的気力において完全であるべき多面的発達と調和の体育が要求される。運動競技においても、独自性や純粹性を欣然とふり捨てて、国家民族的統制のもとに国家発展・強化の手段となるべき時代。

この時期の真行寺の論説は多分に扇動的傾向が強い。つまり、「国家精神の高揚」と「思想性のある体育」を基調として、体育行政批判、指導者論、学校体育論等々に精力的に論説を発表しているが、先述の通り、1935年(昭和10年)から日本体育会の常務理事を務め、荏原中学の移転、体操学校の深沢移転、それに伴う資金調達、同窓の意志の統括等々に、日夜苦慮を重ねていた時期であったから、その論説趣旨は、自己と日本体育会及び出版事業等との関連に対する自己省察を反映し、目的達成のための献身的努力を促しているものと考えるのが妥当であろう。

1935年(昭和10年)、真行寺は体育指導者の思想性の欠除を憂いて、体育に関わる者に対して読書・哲学的修養・人格性と科学性・道徳性に関する論説を発表している<sup>16)</sup>。それ等は、かなり術学的内容に満ちているが、我が国の体育界が自らの意志で発展して行くための必須の要件として、体育に携わる者自体が精神性・思想性を基調にして、科学的に構築された体育指導を行うことに加えて、指導者の人格的投影が不可欠と述べるのである。つまり、「正しき科学と発展性ある強き人格」がその対象の一つになって



投影されることの必要を、極めて高踏的立場から述べているのである。

1938年（昭和13年）、「体育家よ！ どこを歩いているのか・体育家の国家活動への覚醒」<sup>17)</sup>と題する扇動的論説を発表し、国家の要請による国民体育の隆盛を体育ルネッサンスとして捉え、体育の領域が学校体育を越えて国民生活の全てに拡大すべく、国家主義的立場からの主動性を主張するのである。この体育指導者に関する全体の論調が、厳しい現状批判の立場であることは明らかであるが、具体的な提言となると、「教育者の体育的態度」<sup>18)</sup>と題した論説で、正規の体育授業に止まらず、学校生活の全分野で「教育的職分」を発揮すること、全ての教師が教材研究を兼ねて自己の体育を行うように提言したのが見出せる位いで、その他は抽象的論議に終始しているが、その理由に関しては、真行寺自身が体育人の思想的背景を構築しているのだとする自負心の現れと見るのは筆者の穿ち過ぎであろうか。

## 2) スポーツ及び体育科学について

真行寺の論説中、スポーツに関するものが比較的少ない理由は、前述した『学校課外体育要義』や『原理教材・遊戯及競技法精義』、『最新遊戯集成』等の著述からみて、必ずしもスポーツに対して無関心であったとは考えられないから、その出発点が年少者を対象とした普通教育における体育であったことに起因すると考えるのが妥当であろう。

1930年（昭和5年）に発表した「スポーツと其の尖端化」<sup>19)</sup>とする小論では、ドイツにおけるスポーツ活動が政治運動に利用されている点に触れて、スポーツの尖端化つまり流行が、社会組織に必要な構成要素になっている事実を指摘し、わが国においてもこの点に関する考究を行うべきだとしている。又、同年発表の「体育運動の真理想、殊に最近のスポーツマン・シップを吟味す」<sup>20)</sup>では、欧米の競技運動が、わが国においても急速に発展した現状を述べると同時に、競技成績中心の選手制度を批判し、まず国民全体にスポーツ活動を普及徹底させることが急務と説くのである。又、同年の「オリュムピア競技と希臘的精神」<sup>21)</sup>では、近代オリンピックの背後に秘められた古代ギリシャ人達の世界観が、「完全なる理想的存在た

る美と善、真理の至高者は常に、精神と物体との隙間なき協調そのものである」として、個人の生活の理想が「心身の調和、精神と身体の完全なる協同」の内であったと述べ、オリンピック競技を通して、人間が実現し得る最高の理想形態の追求が行われたとする評価を下している。1931年（昭和6年）発表の「スポーツ興行化を浄化運動へ」<sup>22)</sup>では、日・米のカレッチ・スポーツの社会化・大衆化に伴う経済的側面に起因する様々な問題を論評し、教育自体の問題とスポーツの関係についての考察の必要を説くのである。1936年（昭和11年）には、「精神を通しての育運動、殊に青年を対象として」<sup>23)</sup>と題する論説を発表し、欧米のスポーツ活動の効果を例示し、わが国におけるスポーツ奨励の意義を述べている。翌12年、「オリンピック組織委員会への提言」<sup>24)</sup>では、東京オリンピック開催に関する所信を述べたもので、競技での勝利と共に、わが国の文化、国際的な威力、近代化された文化産業を世界に認識せしめる外的要因と共に、国民体育及び道徳心の向上、団体訓練の助長等の内的要因の両面を具備すべきだとし、近來のオリンピック運動が政治的・外交的に利用され過ぎる風潮を憂いて、本来的オリンピック精神への回帰を説いている。又、実行委員会の主脳部人事に関連して、学校体育の世界が「封建的陋断的であり、偏狭にしてローカイであり、官私蔽別、闊的で排他的」で、この傾向は下から上に進むに従って顕著であるから、将来的発展を望むためには「自己の巧利と我執を時には潔よく捨て、大きな真理を生かさねばならぬ」と述べ、協力一致とは同意見の者のみ集合したものではなく、その意義・必要性について批判的に考究する立場も必要だと説くのである。これは真行寺が日本体育会常務理事という立場にあって、多くの難題を抱えていた時期と一致し、思わずその心境の一端が吐露されたものと見るべきであろうか。

以下で、真行寺の体育科学に対する考え方を探ってみよう。「体育精神の普遍化」<sup>25)</sup>では、身体に関する科学的研究の成果を、実生活の中に具現化することの必要を説き、「自然と体育」<sup>26)</sup>では、体育科学の進歩と自然との関わりについて述べたもので、真行寺の体育思想の底流には、自然回帰への強い願望が潜在していたものと考えられる。又、「現代体育の科学的

研究についての感想<sup>27)</sup>では、体育研究と医学研究を比較し、現在の体育学研究は所詮他領域科学の研究手法の寄せ集めと断じ、体育学研究の方向は、思想的・精神性の探求にあるとする考え方を示している。この傾向は真行寺の晩年に近づく程顕著になり、特にその読書の傾向が宗教的なもの、人生的なもの、教育的なもの、哲学的なものに集中した事実<sup>28)</sup>は、体育科学が教育学分野において著しく立ち遅れていること、他領域科学に比して研究の手法の確立されていないこと、等に関する激しい劣等感の裏返しだが、体育領域の思想的・精神性の欠除の指摘<sup>29)</sup>となって表現されたものとするだけでは理解出来ない。もっと根元的に人生そのものについて懐疑的な心境に立ち至っていたものと思われる。

1937年(昭和12年)、「学校の体育年史を作れ、上下」<sup>30)</sup>とする論説では、個人又は団体の体育事業史、方法史、教材史、器材史、人物史と共に、その集団の「人間身体及び健康史」を加えなければ「真の体育史」とは言えないと述べ、以下の如き具体的記述を示して、年二回位の具体的記録を奨めている。

#### A 指導

- a 指導者の体育状態、抱負、指導の様式
- b 児童身体状況(心身)体育状況の精査、効果、各年代に於ける児童身体の比較的記述
- c 虚弱児童
- d 教材の種類、使方
- e 施設、器具器械の設置と共に使方の工夫、効果
- f 体育成績の総括

#### B 環境

- a その時代の思想
- b 区域全体の生活状況
- c 青年男女の体育
- d 各種統計、講習、教度

#### C 統一的概観

ここには『近代日本体育史』の著書の一人として、実際的教育家としての冷徹な史観が表れている。この学校体育年史の実際例は、その時代の特殊性を考慮した時、発見出来る可能性は極めて少ないと思われるが、今後の綿密な調査結果に期待したい。

### 3) 国民体育について

1930年(昭和5年)、工場法の制定に関連して発表された「工場体育運動に就いて」<sup>31)</sup>とする小論では、工場労働者の体育・健康問題を、単に経済的・能率向上の手段としてのみ、その必要を論ずるのではなく、人道的見地からこれを考究すべきだとし、各工場に必ず若干名の体育及び衛生の専門的指導者を常置すべきだとする提言は、今日の課題と相通ずる点があり、その先見性は極めて注目に価する。

1937年(昭和12年)に発表した「自己の立場と事実の立場」<sup>32)</sup>では、国民体育の問題は、個人や集団が自己の立場に固執せず、国家的見地から国民全ての健康・体力の向上を意図すべきだと説き、オリンピック大会を控えて各競技団体が自己中心的・競技成績中心的論議を行うことに対して警鐘を鳴らしている。

翌年「国民体育運動の振興」<sup>33)</sup>と題した論説を発表し、国民の健康・体力の向上が、国家進展に重要な役割を果たすとする認識を基点に、従来の文部省体育課の政策的方途が抽象的であったことを批判し、新設厚生省の体力局<sup>34)</sup>に於いて、国民一般の積極的体育運動を取扱い、国家主導で国民体育振興運動が開始される予測のもとに、従来の国民体育運動の不振の原因や、政治的・社会的立場からの国民体育の概念について述べたものである。これはドイツ、イタリーに於ける国民体育運動を範とし、わが国が世界民族国家に雄を叫ぶ素質を持ちながら、国民一般の身体の劣弱を嘆く矛盾を指摘し、国民一般の文化的観念に存する精神と身体の別離を意識する潜在的観念を払拭しなければ、全ての国民体育振興策<sup>35)</sup>が無駄になると述べ、国民体育運動が軍部の壮丁身体状況調査<sup>36)</sup>の結果を起点にしていることに触れ、「国民はどうすれば体育する様になるか」、「国民はどうすれば体育が行へるようになるか」の二点に関する具体的解決策として、労働時間の

短縮、経済生活・農村生活の改善等に関する諸法規の改正を通して、国民の全てが文化的な生活、国家経済生活から受ける強烈なる刺激を中和する慰安保健の生活、の充実を提言したものである。又、同年の「国民体育の実際的研究所の設置を望む」<sup>37)</sup>とする論説では、厚生省が一般国民の体育を促進するためには学校体育から完全に独立して、国民体育に関する理論構築を行う国家的な研究機関の併設を願ったもので、国民の一般生活の中に融和した体育活動の具体的方策を探れとする提言は、今日的課題を多く含んで極めて興味深いものである。更に、女子の体育問題に関して、「現下の女子体育問題、時局下に於ける重要性」<sup>38)</sup>とする論説で、国事多端の折から日常生活上の女子の労働域・量が拡大増加するに従って、各種の健康上の問題が派生していることに言及し、社会の女性指導者の立場からの、この種の問題に関する発言が少なく、男女対立の立場からのみの問題が指摘され勝ちだと述べ、文部厚生両省の提案によって学校運動場の開放が行われたが、女子体育開発の一端として、これを有効に利用するため、学校体育関係者が学校教育の意識と共に、国民教育の意識を基に、女子体育に深い関心を寄せるべきだとして、女子体育の基本命題は、表面的な体力や経済的・生産的なものばかりではなく、国家民族の質に関する重要課題だとする認識を示している。同年、「歩行の奨励」<sup>39)</sup>では、国民体育の基本は歩行運動にありとして、その生理的・心理的効果に言及しているのは、厚生省の歩行運動の提唱を受けての啓蒙的発言であろうが、現在の歩行運動の流行を見るにつれ、その先見性は敬服に値する。

同年発表された「我国体育の全面的革新を叫ぶ」<sup>40)</sup>では、体育が教育全体の実践性と効果目的を実現するための必須的要素であること、つまり、教育における体育の機能的理解が高まったとする現状認識に立って、国家や民族に対する体育の機能性を認識し、実践することが国家主義的体育であるとして、国民生活を統制して、国民の大多数が体育を実践する習慣と思想を日常生活の中に取り入れるためには、運動競技団体の育成よりも、学校体育指導者連盟、国民体育指導者連盟の結成が急務であると述べている。これは、更に「全国体育家の一体化を主張す、日本体育家大同連盟の樹

立」<sup>41)</sup>とする主張につながり、我が国の体育関係者概算一万名の大同団結を呼びかけたもので、その出身の如何を問わず、国家的使命とする団結を意図する現実的行動が行われない現状を批難し、国民精神総動員令の本旨に従って大同団結の精神的基盤を創れと激烈な論調で叫ぶのである。尚、真行寺の提唱する国民体育革新の具体的方策<sup>42)</sup>とは以下の通りである。

- a 普通教育に於ては毎日体育時を設定
- b 高専以上の学校にあっては体育を正課とし、隔日正課
- c 高等大学は体育館・グラウンドを設置
- d 武道の一つを必ず修練すること
- e 体育を教授するにあらずして体育の精神に興味を導くこと
- f 学校体育を国民体育へ発展連携せしめること
- g 指導者の教養を高めて、体育種目を精査し、指導者の活動領域を出るだけ拡大し、教育事情に即した体育たらしめること

つまり、体育方法、体育指導、体育施設の充実と共に、国民生活の統制を通して体育思想の定着を意図したもので、体育施設の都市集中や運動用具入手の便宜、指導者の普及等、従来の体育施策が大都市に集中していることに対する批判でもあり、国家としての重要性は体育的思想・施設・施策の平均的普及にあると説いたものである。

- 1) 学校体育, 第1巻, 第1号, 2—3頁, 昭和4年2月。
- 2) 学校体育, 第5巻, 第5号, 2—3頁, 昭和6年6月。
- 3) 学校体育, 第18巻, 第4号, 3—5頁, 第5号, 5—8頁, 昭和12年11月及び12月。
- 4) 学校体育, 第18巻, 第5号, 7頁。
- 5) 学校体育, 第19巻, 第3号, 3—11頁, 昭和13年4月。
- 6) 昭和11年の学校体操教授要目の改正は、従来の体操を中心とした技術習得よりも、指導の原則に基いた、人間の教育としての人物養成を強調したもので、ダンスやスポーツ的教材が大幅に採用されている。
- 7) 学校体育, 第19巻, 第1号, 27—34頁, 昭和13年2月。
- 8) 人間は自然の子であるとして、新鮮な空気と美しい日光と山川、田園に親しむ生活を賛美し、人工的栄養や医薬、人為的運動を排し、自然に帰れの箴言は現代においても真理であり、体育の原始的形相は自然に即せるものであ

- らねばならないと述べている。学校体育，第6巻，第1号，2—3頁，昭和6年8月。
- 9) 真行寺は元来，教育舞踊・体育ダンスに興味を抱いていた。昭和12年11月には学校体育の姉妹誌として「律動体育」を創刊し，律動的運動研究を中心とした論説を掲載している。学校体育，第14巻，第4号，66—67頁，昭和10年11月。
  - 10) ヤーンはツルネン (Turnen) の創始者として知られる通り，身体的訓練によって青少年に力と勇気を与へ，ドイツ国民の無気力な屈辱的生活を打破しようとする。グーツ・ムーツの自然主義重視の体操の定義に立脚し，身体運動を通して精神の陶冶を目指した主意的体操を提唱した，ナショナリズム体育思想の一つの典型として知られている。又，リングはスウェーデン体操の創始者として知られ，同じくグーツ・ムーツの生理・解剖学の科学的根拠に立脚した体操をもって，身体の調和的発達を志した。
  - 11) 19世紀の中頃にドイツのツルネンがチェコに伝えられ，ソコール (Sokol) 運動として，ハプスブルグ帝国の専制から国民を解放するための身体的・精神的陶冶を目指し，自由・平等・愛国の理想を願ったものとして知られている。
  - 12) 本稿，(五)，注42)を参照のこと。
  - 13) 学校や社会活動を通して，イタリー青年にファシズム精神を鼓吹するための身体練成計画で，愛国心・健康・軍事適性といったファシスト党の目的を果たす重要な役割を担った。
  - 14) 学校体育，第6巻，第2号，昭和6年9月。これは全巻ニルス・ブック来朝記念特集号であり，ブックに関する多くの論説を掲載している。
  - 15) 国民精神作興ニ関スル詔書，大正12年に国民精神の一層の涵養振作をはかるとの趣旨をもって発せられた詔書で，教育勅語，戊申詔書とあわせて，明治大正期の国民教化に関する三大詔書の一とされ，漸く高揚普及の勢いを見せはじめた民主々義，社会主義の運動を抑えて，天皇制の精神的基盤を補強する意図のもとに発せられたとも解されている。
  - 16) 体育指導者と読書，学校体育，第13巻，第4号，36—42頁，昭和10年5月。現代の体育家に哲学的修養を望む，第14巻，第1号，3—7頁，昭和10年8月。体育指導者の人格性と科学性，第14巻，第4号，2—6頁，昭和10年11月。体育家の道徳性を論ず，第14巻，第6号，2—3頁，昭和10年12月。
  - 17) 学校体育，第19巻，第6号，2—8頁，昭和13年7月。
  - 18) 学校体育，第21巻，第3号，7—14頁，昭和14年4月。
  - 19) 学校体育，第4巻，第4号，2—3頁，昭和5年11月。
  - 20) 学校体育，第3巻，第5号，2—3頁，昭和5年7月。
  - 21) 学校体育，第4巻，第5号，2—6頁，昭和5年12月。

- 22) 学校体育, 第5巻, 第2号, 2—3頁, 昭和6年3月。
- 23) 学校体育, 第16巻, 第3号, 2—6頁, 昭和11年10月。
- 24) 第12回オリンピック大会が東京で開催されることが正式に決定したのは昭和11年7月である。これを受けての論説であるが, 昭和15年に予定されていたこのオリンピック大会は, 中国における戦火の拡大等, 緊迫する国際情勢の下で中止のやむなきに至った。
- 25) 学校体育, 第3巻, 第6号, 2—3頁, 昭和5年7月。
- 26) 学校体育, 第6巻, 第1号, 2—3頁, 昭和6年8月。
- 27) 学校体育, 第16巻, 第5号, 4—8頁, 昭和11年12月。
- 28) 「私の近時の読書の傾向は殆んど人生ものになったかの観がある」とし, 体育関係の書にも勿論目を通すが, 「兎もすれば宗教的のもの, 人生的のもの, 教育的のもの, 哲学的のものになるか的事实に遭遇した」と述べ(真行寺朗生, 近時の所懐と心境, 学校体育, 第14巻, 第3号, 94頁, 昭和10年10月), 又, 翌年には近時の自分の生活は全く文字通りの多忙であり, 「流石に読書癖の猛烈なる私も机上に新刊書, それは宗教的のもの, 哲学的のもの, 人生的のもの或は教育的のもの, 乃至は体育的の書籍は推積されてあるが, これに一瞥だにすらすることを得ざる時間の急迫している私の近時の生活は殆んど時に省察して, そこに深き悩みと悶えを痛感する程左様に超非常時であることを悲観せざるを得ない」(真行寺朗生, 社団法人・日本体育会常務を奉じて, 学校体育, 第15巻, 第1号, 107頁, 昭和11年2月)。
- 29) 本章, 注16) で示した論説は, 何れも体育指導者の思想性・精神性, 人格性, 科学性の欠除を指摘し, その充足を促したもので, 真行寺の論説の底流にある啓蒙思想は, これを定礎としている。
- 30) 学校体育, 第18巻, 第4号, 1—2頁, 昭和12年11月。第5号, 1—4頁, 昭和12年12月。
- 31) 学校体育, 第4巻, 第3号, 2—3頁。昭和5年10月。
- 32) 学校体育, 第17巻, 第5号, 2—3頁, 昭和12年6月。
- 33) 学校体育, 第19巻, 第1号, 2—13頁。昭和13年2月。
- 34) 広田内閣(昭和11年)において, 国防国家建設の一環として, 国民生活の安定及び国民体力の増強を目指しての行政機構改革の一つとして構想され, 昭和13年に勅令第9号をもって厚生省官制が公布施行され, 体力局, 衛生局, 予防局, 社会局, 労働局, の五局, 及び外局としての保険院から成っていた。厚生省五十年史編集委員会, 厚生省の創設とその経緯, 『厚生省五十年史』, 341—343頁, 昭和62年。
- 35) 日華事変の長期化に伴い, 兵力の増強と生産力の拡大を目指して, 国民の体位・体力増強策の確立が国策の重要課題となり, 日本学術振興会は昭和12年, 政府に対して「全面的ニ衛生機関ヲ整備動員シ全国民ノ体力ヲ定期的ニ



- 調査シテ之ヲ管理スルノ方法ヲ設定セラレンコトヲ望ム」との建議を行い、昭和15年には国民体力法を制定し、17才以上20才未満の男子を管理対象として、体力検査等を義務づけたものである。前掲書、348頁。
- 36) 徴兵検査における国民体力の低下を憂いて、陸軍省医務局が中心となって行ったもので、特に問題となったのは結核患者の増大で、大正年間には人口10万当り200名を越えた結核死亡者が、昭和初期には180名まで下ったものの、昭和10年には190.8名に達し、死亡者総数13万2000名を越え、患者数推定120万名に上るとみられ、特に15才から30才までの青壮年の死亡者は平均の4倍強となったこと、又欧米諸国に比して国民の体格の劣弱は、健民健兵の思想に反するとして体位の向上が叫ばれたことに起因する。前掲書、341頁。
- 37) 文部省所属の体育研究所は学校体育の研究機関であり、厚生省の創設を機に、全てを統合した大研究機関の設立を提言したものである。学校体育、第19巻、第4号、2—6頁、昭和13年5月。
- 38) 学校体育、第19巻、第5号、5—9頁、昭和13年6月。
- 39) 学校体育、第20巻、第1号、2—9頁、昭和13年8月。
- 40) 学校体育、第20巻、第3号、1—10頁、昭和13年10月。
- 41) 学校体育、第21巻、第5号、9—17頁、昭和14年6月。
- 42) 学校体育、第20巻、第3号、9頁、昭和13年10月。

## (七)

この期〔1930年（昭和5年）—1940年（昭和15年）〕に刊行された真行寺の著書は以下の通りである。

『集団（合同）体操の方法と実際』、日本体育学会、昭和5年。

『体育異常の病理と矯正運動』、日本体育学会、昭和6年。

『全日本小学校中学校体育施設経営の実際』、(第一集)、学校体育臨時増刊号、第13巻、第5号、昭和10年。

『小学校体操科教授の解説と指導』、日本体育学会、昭和11年。

『改正学校体操教授要目の精神と其実施上の注意』、石津誠・佐藤富雄と共著、学校体育臨時増刊号、第16巻、第1号、昭和11年。

『祖国を担ふ体育人の書』、学校体育臨時増刊号、第20巻、第2号、昭和13年。

『国力創造日本体育界に与ふ』、日本体育学会、昭和13年。

『現代日本体育学の建設』、啓文社、昭和15年。

『集団（合同）体操の実際』以下、『改正学校体操教授要目の精神と其実施上の注意』までは、表題の示す如く極めて実際的な内容のものである。尚、学校体育の臨時増刊号は、後に日本体育学会より単行本として刊行されている。又、『祖国を担ふ体育人の書』、及び『国力創造日本体育界に与ふ』の両書は、前章までに述べた「学校体育」所収の論説を増補・訂正して集成したもので、題名の示すごとく、わが国の体育界に対する現状批判、つまり思想性の貧困や実践の不徹底を痛烈に批判したもので、その原因は体育指導者の読書能力の欠除にあるとした、国家主義的用語を著しく強調した扇動的論調のものである。然し、真行寺は自己の体育報国の信念には一分の変化もなく、時代と共に変化するのは、時代が真行寺の主張に接近して来たのであり<sup>1)</sup>、常に不偏不党超然として弧軍奮斗に努めているとし、天下の公道に立って天下の正道を歩みながら忌憚なく所信を發表し、絶対的に多律的な束縛や制肘を受けることもないが、出版事業経営の才能と、指導・評論・著述の知識とは両立し得ないことを痛感すると述べ、更に、「自己の良心を偽ってまで徒らに他に和するが如くし、自己の公明を他に誇らんとする」者は最も嫌悪すべき存在であり、「表に真実なる母校愛の大旗幟を掲げて内心実は其の地位を獲得せんとするが如き徒輩」は忌憚なく糺弾し、「表面に正義と正道を絶叫し、只正純を力説し、更らに高潔なる人格を云為して、胸に陰険なる邪心を有して生活を営為」し、「暗夜権門を歴訪して、あられもなき誹謗讒言を敢てなし、奸嬪邪悪なる精神を以て陰的に敢て潜行時に策動するが如き徒輩は私は男子として取り扱はぬ主義である」と述べるなど<sup>2)</sup>、日本体育会との関連において、常議員として、中学校建築委員として、専門学校昇格期成会委員として、同窓会幹事として、復興後援会の常務委員として、後には常務理事・会長事務取扱として、同会の超非常時に、その重要な責務を全うすることの困難を縷々述べるのであるが<sup>3)</sup>、これは別個の問題として、真行寺の体育思想の総括として、『現代日本体育学の建設』に若干の検討を加えながら終稿に向うことにしたい。

大正自由主義教育思想の洗礼を受けた真行寺が、自己の自由主義体育を、何故清算しなければならなかったかを主題として執筆したものが『現代日本体育学の建設』である。これは、日本民族として独自の身体的陶冶性と文化的形態とに体育的基底を求めたものと理解出来るが、その背景となる体育的な現状認識は以下の5点である。

- a 欧米式体育の延長線上にあること
- b 体育思想が確立していないこと
- c 日本的自覚に欠けていること
- d 国家的要請と実践が不一致なること
- e 文部省の自由型体育主張と軍部の教練主義と厚生省の実用体育主義の調整がとれていないこと

この内容は、論点の重複や論議する主題に次元の相違があって、正確にその主張を捕捉するのは極めて困難であり、時代の要請と教育主観の相克としか理解出来ないが、或は真行寺が実践的基盤から離れて久しく、その思想的成果を確認することが出来ないことに起因すると考えるのが妥当であろうか。何れにせよ、これは真行寺の昭和十年代の論説の多くに共通する傾向である。

真行寺は、「体育とは生物体的活動過程に訴へて、人そのものの上に健的価値を創造する一種の教育形態なり」<sup>4)</sup>と述べる。この「健的価値」とは、人間の生命体としての「すこやかさ」を意味しており、決して自由主義的な体育思想と矛盾する内容を含んではいない。然し、日本という国家を最優先して考える立場に立った時、日本人として民族的・国家的に、よりよき進歩発展を遂げる上における生命体的価値の是非が問われることになり、日本的価値つまり尚武、善美、自然愛の気風を備えた文化的人格形成が意図されねばならないとするのである<sup>5)</sup>。中には「教育上の発言や実践は、とりわけ、ナショナルリズムの問題の処理を抜きにしては成り立ち得ない性質のものであり、それは教育実践が深く人間の心のあり方とのかかわりなしには成立し得ないからだ」<sup>6)</sup>とする意をのべているが、体育が生命体としてのすこやかさを願うとする、本来的には自由主義体育思想を起

点とした真行寺が、日本的な独特の形式と解釈の体育体系を創造し、実践しようとする国家主義基調の体育思想に変容して来た過程には、この中内の指摘する実践主体との関り方に、著しい相違があることを忘れてはなるまい。

真行寺は言う。国家主義的観点からの「健価値陶冶」の内容は、栄養・形成・鍛練であり、この鍛練とする側面から考えると、自由主義体育は規範を欠く放任主義であり、無規範的助成にほかならないと<sup>7)</sup>。然し、体育における自主・自由・自然・創造とする観念は「自育」とする概念に包含されるとし、全体主義体育思想において「自育思想」が軽視される傾向に対しては批判的であり、体育における「健価値」の形成は、「自育輔導主義」の原理によるべきだとし、体育的活動の形式・様態は自律的に、内容及び価値については干涉的・他律的に行うべきだとするのである<sup>8)</sup>。そして更に言う。大正新教育流行時代にあつては、個性主義や自由主義が大流行したが、必ずしも全てが価値あるものであった訳ではなく、又今日の全体主義流行にあつては、貴き本当の個性、真の倫理的自律自由までもが、全体主義の美名の下に抑圧される傾向にあると<sup>9)</sup>。真行寺は日本の体育の基礎を、その客観性と主観性に分けて考える<sup>10)</sup>。要するにその客観的基礎とは、日本人種としての身体的特徴に合致した健価値を高め伝える意欲であり、日本国家の無限的發展に寄与せんとする進歩性であり、未成熟者に対する陶冶的精神であり、文化的・財政的能力であるとする。又、主観的基礎とは広義の陶冶性、つまり自己の生命体としての価値の進展に対する意欲であるとする。稲富は「国家はすべてに先立って存在する第一義的存在であつて、個人はいわばその分肢に外ならないとするならば、部分としての人間の存在意識は、すべて全体であり、第一義的である所の国家に依存し、国家から演繹されねばならないこと言うまでもない」<sup>11)</sup>と、アリストテレス以来の絶対主義に関連して述べ、「民族を最高原理とした全体主義を提唱した者はエルンスト・クリークである」<sup>12)</sup>とし、「クリークの全体主義は、特に教育的に見て、独乙国家社会主義の基礎理論をなすもの」<sup>13)</sup>と規定し、フィヒテ、ヘーゲル、クリークとその理論的背景は異なるにせよ、「教育の基

礎を個人におかずして、国家・国民・民族等の全体者・絶対者におき、個人をそれ自身目的と見ずして、全体者の一肢体、或は全体者の存続と使命達成の手段若しくは条件と見る点において異なる所はない<sup>14)</sup>とし、「一切の教育活動の原理となり、総べてを基礎づけるものは絶対者・全体者たる国家或は民族の理念であって、個人の存在意義は、この理念に参与する限りに於てのみ保持せられ、個人の自由は、この理念に無制限に奉仕する限りに於てのみ認容せられるのである<sup>15)</sup>と述べている。これは真行寺の言う全体主義の立場とは著しい相違である。真行寺の体育思想の根底には高島等の影響下での自由主義的体育思想があった。時代が非常時局に傾斜するにつれ、国策遂行のさまたげとなる社会主義や自由主義に対する弾圧が強まり、一方では国策遂行の手段として体育場面を利用する方途がとられ、それに付随して多くの体育に関わる人々が国家主義を唱え、全体主義を賛美した。真行寺においても、その体育思想の基点となった高島等の国家意識と体育の学理的研究の狭間に立って、固有の理論構築に苦慮したであろうことは、その論説の随所に表現せられる妥協的・折衷的主張を見ても明らかである。

本稿では、大正自由主義体育思想が国家主義的体育思想に変容して来た過程を、体育実践家に始まり、体育研究者として、又体育ジャーナリストとして活躍した真行寺の主張を、論旨別かつ経時的に追跡することに依って明らかにしようと努めて来た。『学校課外体育要義』、『異常児の病理と矯正体育』、『近代日本体育史』、そして「学校体育」、「律動体育」の発刊等、数々の現代においても高い評価を受け得る著述を発表して来た真行寺に対して、体育実践研究の先導者として、時代の迎合者として、或は激的な国家主義者として等、体育界、特に日本体育会体操学校卒業生四千人、荏原中学卒業生三千人、日本体育会会員六万人を意識<sup>16)</sup>しての真行寺の体育思想には、いろいろな評価を与えることが出来るであろう。然し筆者は、これまで概観して来た真行寺の多種多様な論説の底流に、国家主義的な言語表現とは異質な、児童中心主義に基づく個の尊重や、科学に基づく体育実践の主張を感じずにはいられないのである。真行寺の著作を通して

の体育界への影響力がどの程度のものであり、国家主義的体育思想の定型化に対していかなる効果を発揮したか、を検証することは極めて困難なことであるが、これまで検討して来た通り、体育思想の発展の方向を明確に把握し、それを具体的実践の場に移行させるべく、様々な著作を通して訴え続け、その主張が体育関係者に何らかの形で影響を与えたことは、「体育と競技」が教育雑誌中最大といわれる一万部の発行部数を誇ったことに對して、「学校体育」が七千部に及ぶ発行部数を保有した事実を考慮しても明らかであり、現在に比して情報量の極めて少なかった時代にあつて、その影響力は決して無視することが出来ないものであつたと考えるのが妥当であらう。

今日、体育科教育の実践現場は、管理教育と自由創造の教育、科学に立脚した教育と人間性を基底とした教育、経済優先の国民意識を支えとした商業主義のスポーツと勝敗よりも人間性を尊重する理想主義のスポーツ等々の狭間に立って、その時代に即応した教育法則を抽出し得ない混乱期を迎えている。従つて、現在最も必要なことは、わが国における体育科教育の発展法則を究明し、そこから新しい実践の方策を創出する手掛かりを得て、それを実践現場に意図的に適用する方途を探ることである。国家主導に依存した教育実践は、必然的結果として、実践現場における硬直化・画一化を惹起した。体育実践に携わる者の一人として、前車の轍を踏む愚は、心して避けねばならないと思う。

- 1) 『祖国を担ふ体育人の書』、4頁。
- 2) 真行寺朗生、近時の所懐と心境、前掲書、89—96頁。「近時の心境」を語る、学校体育、第14巻、第6号、54—57頁、昭和10年12月。
- 3) 真行寺朗生、社団法人・日本体育会常務理事を奉じて、前掲書、107—111頁。
- 4) 『現代日本体育学の建設』、61—62頁。
- 5) 日本の体育の理想、前掲書、99—109頁。
- 6) 中内敏夫編集・解説、近代日本における“ナショナルリズムと教育”の展望、『ナショナルリズムと教育』12頁、国土社、1969年。
- 7) 『現代日本体育学の建設』、181頁。
- 8) 前掲書、182—183頁。本稿、第三章で述べた自動主義体育観と比較参照のこ

と。

- 9) 前掲書, 183頁。
- 10) 前掲書, 72—82頁。
- 11) 稲富栄次郎, 歴史上の絶対主義, 『教育目的論』, 122頁, 福村出版, 1971年。
- 12) 前掲書, 126頁。
- 13) 前掲書。
- 14) 稲富栄次郎, 全体主義思想の批判, 前掲書, 132頁。
- 15) 前掲書, 138頁。
- 16) 学校体育, 第15巻, 第1号, 11頁, 昭和11年2月。この人数は昭和11年当時のものである。

尚, 引用文中の漢字は, 出来得る限り原文相当の当用漢字を使用し, 送りがなと句読点は原文のままとした。又, 明らかな用語の誤り等についても, 原文のままとした。

〔付記〕 本稿は成城大学特別研究助成金による成果の一部である。

